

第15回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号（12月5日）	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	11
議事日程の報告.....	11
会議録署名議員の指名.....	11
会期の決定.....	11
町長の説明.....	11
報告第61号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	16
議案第224号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	17
議案第225号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	19
議案第226号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	22
議案第227号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	23
議案第228号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	24
議案第229号、議案第230号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	25
議案第231号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	28
公立岩瀬病院組合議会議員の選挙について.....	29
請願・陳情について.....	30
休会について.....	30
散会の宣告.....	31

第 2 号 (1 2 月 7 日)

議事日程.....	3 3
本日の会議に付した事件.....	3 3
出席議員.....	3 3
欠席議員.....	3 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3 3
事務局職員出席者.....	3 4
開議の宣告.....	3 5
一般質問.....	3 5
木 原 秀 男 君.....	3 5
今 駒 隆 幸 君.....	4 2
円 谷 寅三郎 君.....	5 4
根 本 重 郎 君.....	6 1
渡 辺 定 己 君.....	6 2
円 谷 寛 君.....	7 1
今 泉 文 克 君.....	8 2
議事日程の報告.....	9 1
総務文教常任委員長報告 (議案第 2 2 4 号について) 及び報告に対する質疑、討 論、採決.....	9 2
常任委員長報告 (請願・陳情について) 及び報告に対する質疑、討論、採決.....	9 3
議会運営委員会閉会中の継続審査の申出について.....	9 6
議事日程の追加.....	9 6
意見書案第 5 1 号、意見書案第 5 2 号、意見書案第 5 3 号の上程、説明、質疑、 討論、採決.....	9 7
閉議の宣告.....	9 9
町長あいさつ.....	1 0 0
閉会の宣告.....	1 0 0
署名議員.....	1 0 1

鏡石町告示第52号

第15回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年11月30日

鏡石市長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成18年12月5日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

不応招議員（なし）

平成18年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成18年12月5日(火)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の説明
- 日程第 4 報告第 61号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 5 議案第224号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第 6 議案第225号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 7 議案第226号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第227号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第228号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第229号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第230号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第231号 平成18年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 公立岩瀬病院組合議会議員の選挙について
- 日程第14 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君

13番 円谷寅三郎君

14番 森尾吉郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊政雄君	助役	大河原直博君
総務課参事兼 課長	円谷光行君	税務町民課 参事兼課長	角田勝君
健康福祉課長	遠藤栄作君	産業課長	小林政次君
都市建設課長	椎野優偉君	上下水道課長	黒津政美君
教育長	佐藤節雄君	教育課長	今泉保行君
収入役者 職務代理室長	八巻司君	教育委員会 教委委員長	稲田耕笈君
選挙管理 委員会委員長	曾根巧君	農業委員会 農委会委員長	會田栄夫君
監査委員	中西勉君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川武	主任主査	大河原久美子
-------------	-----	------	--------

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

ただいまから、第15回鏡石町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（菊地栄助君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議会運営委員長報告

議長（菊地栄助君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） おはようございます。

第15回鏡石町議会定例会期予定表（案）

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） なお、議事の都合上繰り上げ繰り下げもございません。
以上であります。

諸般の報告

議長（菊地栄助君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、中西勉君。

〔監査委員 中西 勉君 登壇〕

監査委員（中西 勉君） 皆さん、おはようございます。

例月出納検査並びに定期検査の報告を申し上げます。

まず、8月分の例月出納検査報告について申し上げます。

1、検査の対象、平成18年8月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成18年9月25日月曜日、午前9時55分から午前10時50分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役職務代理者出納室長、上下水道課長ほか4名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は正確かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成18年8月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

次に、9月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成18年9月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成18年10月24日火曜日、午前9時55分から午前11時10分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役職務代理者出納室長、上下水道課長ほか3名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成18年9月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

続いて、10月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成18年10月分。一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか8特別会計、各基金歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成18年11月22日水曜日、午前9時55分から午前11時45分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、収入役職務代理者出納室長、上下水道課長ほか3名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施しました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成18年10月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった。

引き続き、定期監査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成18年度各課の所管事務執行状況。

2、実施検査年月日、平成18年10月3日火曜日から10月11日水曜日までの4日間。

3、実施場所、議会会議室。

5、出席者職氏名は以下に記載のとおりでございます。

6、監査の手続、平成18年度各課の所管事務について、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、監査を実施した。

7、監査の結果、各課とも異常は認められなかった。

以上のとおり報告いたします。

議長（菊地栄助君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、5番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） 皆さん、おはようございます。

平成18年10月須賀川地方広域消防組合議会定例会について報告をいたします。

平成18年10月11日、午後2時30分から開催され、会期は1日限りと決定されました。

提出議案は、議案第11号 須賀川地方広域消防組合副管理者の選任につき同意を求めることについて、報告第3号 平成17年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算についての2件が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、詳しくは別紙のとおりであります。

次に、平成18年第3回須賀川地方広域消防組合議会臨時会について報告をいたします。

平成18年11月30日、午前10時から開催され、会期は1日限りと決定されました。

提出議案は、議案第12号 須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について、報告第4号 専決処分の報告についての3件が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、詳しくは別紙のとおりであります。

以上で報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、2番、渡辺定己君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 渡辺定己君 登壇〕

2番（須賀川地方保健環境組合議会議員 渡辺定己君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合議会議員の渡辺でございます。

10月11日水曜日、午後3時30分より須賀川地方保健環境組合議場において定例議会が開催されましたので、その概要について報告を申し上げます。

今回提出されました案件は報告2件、議案1件であります。

報告第2号 平成17年度一般会計歳入歳出決算について、報告第3号 専決処分の報告についてであります。

いずれも報告のとおり承認されました。

次に、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。原案のとおり可決いたしました。

次に、11月30日木曜日、午前11時より開催されました臨時議会の概要について報告します。

提出されました案件は報告2件であります。

議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

2件とも原案のとおり可決いたしました。

詳細については配付資料のとおりであります。

以上で、須賀川保健環境組合議会の報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、公立岩瀬病院組合議会議員、14番、森尾吉郎君。

〔14番 公立岩瀬病院組合議会議員 森尾吉郎君 登壇〕

14番（公立岩瀬病院組合議会議員 森尾吉郎君） 報告をいたします。

平成18年9月公立岩瀬病院組合議会定例会は、平成18年9月27日水曜日、公立岩瀬病院附属高等看護学院講堂において開かれました。

議事日程第1、会期の決定、第2、会議録署名議員の指名、第3、報告第4号 専決処分の報告について、第4、報告第5号 平成17年度公立岩瀬病院組合病院事業会計決算についてであります。第5、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて、第6、議案第6号 公立岩瀬病院附属高等看護学院条例の一部を改正する条例、第7、議案第7号 平成18年度公立岩瀬病院組合病院事業会計補正予算（第1号）であります。第8、請願第8号 公立岩瀬病院の現地建設早期完成と地域医療における中核病院としての確立についてであります。

今期の定例会は報告2件と議案3件等であります。

出席議員においては12名、欠席3名、説明者には管理者、病院長、学院長、事務長、各課長ほか事務局職員2名であります。

それでは、議事日程第1、会期の決定は1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名については、8番大内君、9番菅野君、10番、木賊政雄君であります。

次に、日程第3、報告第4号 専決処分についてであります。本件は、三島町ほか2町1村の衛生処理組合による解散に伴い、合併についての事務組合のことで、その旨を報告第4号について、これは承認されております。

次に、日程第4、報告第5号 平成17年度公立岩瀬病院組合病院事業会計決算についてで

あります。これは、報告のとおり承認されております。

今回、経営の状況につきましては、入院、外来ともに減少にはなっておりますけれども、これに伴っては、産婦人科の医師あるいは医大病院による引き揚げによる影響の問題、皮膚科の先生の引き揚げ、整形外科の異動等によって入院、外来ともにマイナスとなっているわけでありまして。報告書にありますように、5ページ、6ページ、7ページあるいは10ページ等に掲載されております。

次に、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、消防組織法の改正によって、消防の保障事務の共同処理に対する事項の改正によるものであります。市町村は事務組合の規約改正によって協議があり、異議ない旨、専決第6号をもって専決処分するものであります。

次に、議案第6号 公立岩瀬病院附属高等看護学院条例の一部を改正する条例であります。本件は、公立岩瀬病院附属高等看護学院の入学受験料、入学金及び授業料は平成6年度に改正されたものであり、県内の他の看護学院の状況等を考慮したものであって、入学受験料を現行の1万円を1万5,000円と、授業料について、入学金、それと授業料の50%をお願いするものであります。本案は原案のとおり可決されております。

次に、議案第7号であります。ページは17ページになっております。平成18年度公立岩瀬病院組合病院事業会計補正予算(第1号)であります。本件は、病院に対する登録医療機関から、公立岩瀬病院運営のため役立ててくださいと申し出があった寄附金であります。これを収入及び支出予算にそれぞれ50万円を補正し、増額するものであります。本案は原案のとおり可決されております。

最後に、請願書の一部訂正願いがあります。一番下になっております。

最後に、平成18年12月1日金曜日、午後2時より公立岩瀬病院附属高等看護学院講堂において開かれ、議事日程第1号 会期の決定、1日限りとなっております。

第2、会議録署名議員においては、11番、山内タミ子君、12番、関根邦夫、13番森尾吉郎であります。

出席議員は10名、欠席4名、説明者には管理者、病院長、学院長、事務長ほか、担当課長、事務局職員2名であります。

1、報告第6号については専決処分の報告についてであります。専決第7号をもって市町村総合事務組合の変更によって行うものであります。

第2、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例においては、本件は12月より病院組合の職員に期末手当を0.05%減額される条例の改正であります。

以上、報告1点と、議案1件を原案のとおり可決されています。

以上で報告を終わります。

議長（菊地栄助君） 次に、県中地域水道用水供給企業団議会議員、1番、仲沼義春君。

〔県中地域水道用水供給企業団議会議員 仲沼義春君 登壇〕

1番（県中地域水道用水供給企業団議会議員 仲沼義春君） おはようございます。

それでは、県中地域水道用水供給企業団の議会の報告を申し上げます。

18年11月7日に開かれました。

日程第1、議席の指定、日程第2、会議録署名議員の指名、日程第3、会期の決定、これは1日限りとなっております。日程第4、議長の選挙が行われ、石川の中村弘議員が議長に選ばれました。日程第5、諸般の報告が行われました。日程第6、報告第9号 平成17年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給企業会計継続費繰越の報告について報告がありました。報告第10号 専決処分の報告について、報告第11号 専決処分の報告について、いずれも報告のとおり可決いたしました。日程第9、議案の提案理由の説明が行われました。日程第10、議案第5号 県中地域水道用水供給企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。議案第6号 平成17年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計の決算認定について、議案第7号 平成18年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算について、いずれも3件は原案のとおり可決決定いたしました。

なお、詳細については報告書のとおりでありますのでよろしくお願いたします。

議長（菊地栄助君） 郡山地方広域市町村圏組合議会報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、常任委員会所管事務調査の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、7番、今泉文克君。

〔総務文教常任委員長 今泉文克君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 今泉文克君） 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会の所管事務調査の報告をさせていただきます。

〔以下、「総務文教常任委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

議長（菊地栄助君） 次に、産業厚生常任委員長、5番、大河原正雄君。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄君 登壇〕

5番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） 平成18年12月5日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。

〔以下、「産業厚生常任委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

議長（菊地栄助君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

招集者あいさつ

議長（菊地栄助君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 皆さん、おはようございます。一言ごあいさつ申し上げます。

師走の季節を迎えた本日、ここに第15回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、専決処分1件、広域連合設置1件、平成18年度各会計補正予算7件、合わせまして9件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりごあいさつといたします。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくお願ひ申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（菊地栄助君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に13番、円谷寅三郎君、14番、森尾吉郎君、1番、仲沼義春君を指名いたします。

会期の決定

議長（菊地栄助君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの4日間といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は4日間と決しました。

町長の説明

議長（菊地栄助君） 日程第3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第15回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要について説明申し上げます。

議員各位並びに町民皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、10月12日に研修宿泊先において突然死去されました鏡石町代表監査委員、故萩原文博氏の長年の功績と町政発展に並々ならぬご尽力を賜りましたことに対し、衷心より哀悼の意を表します。

さて、11月22日の月例経済報告において、内閣府は我が国経済について、景気は消費に弱さが見られるものの回復しているとの基調判断を示しました。その背景には、企業収益は改善し、設備投資は増加しているとされ、雇用情勢も厳しさが残るものの改善に広がりが見られ、個人消費はおおむね横ばいとなっていることが要因とされています。

経済の先行きについては、企業部門の好調さが持続しており、これらが家計部門へ波及し国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があると報告されました。

9月26日召集された臨時国会で、小泉純一郎首相の後継者となる第90代首相に、戦後最年少、初の戦後生まれの安倍晋三氏が指名され、新たな国政が始動しました。国際問題、景気回復、地方分権の推進、格差問題等々の重要課題の解決への手腕と地方にとって温かみのある政策の推進に期待するものであります。

また、佐藤栄佐久前福島県知事の辞職に伴う出直し知事選挙が11月12日投票で行われ、新人の前参議院議員・佐藤雄平氏が初当選を果たし、11月の定例県議会で所信表明を行い、政策の柱として「活力」「安全・安心」「思いやり」の3つのキーワードに各種の政策を展開する方針を明らかにし、「生まれて、育って、住んで良かったと思える日本一の福島県を築く」と宣言し、佐藤新知事による県政がスタートしました。

談合、汚職事件に揺れた県政の課題は山積みされており、県民の信頼回復のため厳正公平な県政の一日でも早い確立と、県・市町村とのイコールパートナーシップのもと、活力ある県土づくり、連携と協働の地域社会形成に大いに期待するものであります。

北海道の小学校と福岡県の中学校で、いじめが原因と見られる子供の自殺事件が起き、その後も岐阜県や山形県でも痛ましい事件が発生、その間、文部科学大臣あての自殺予告の手紙が届くなど波紋が広がり、大きな社会問題となっております。

このたびのいじめ問題への対応として、本町においても児童生徒への緊急アンケート調査を実施し現状の把握を行い、また、学校訪問等により改めて対応を協議したところです。

いじめは、決して許されないことではありますが、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものであります。今回のような事件を起こさないためには、早期発見と早期対応、いじめを許さない学校づくりとして教職員の意識の徹底や生徒指導の改善、相談機能の充実などにより対処していくべきものと考えます。

今後も学校の実情把握に努め、学校や保護者と連携した支援や対応に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、9月以降の町の出来事について申し上げます。

ことしの夏は、陸上競技全国大会での中学生の活躍が、町の明るい話題となりましたが、引き続き中学校の駅伝大会で新たな歴史がつくられました。

10月5日南相馬市で開催された、中学校駅伝の県大会に出場した鏡石中学校男子駅伝チームが、劇的なゴールで優勝を果たし、男子としては初めての全国大会出場の切符を手に入れました。

その後の東北大会でも第2位となるなど、来る12月16日、山口県で開催される全国大会での活躍が大変楽しみであり、このたびの快挙を町民とともに祝福いたしますとともに、子供たちの不断の努力と指導に当たられた先生方や関係者の方々、そして見守ってこられたご家族の皆様、心から敬意と感謝を申し上げる次第です。

次に、11月末までの主要事業の執行状況について報告いたします。

東北自動車道・鏡石パーキングエリアへスマートインターチェンジを設置する事業につきましては、国土交通省東北地方整備局及び郡山国道事務所並びに福島県等を初め、関係機関との検討、協議を重ねてきたところ、協議が調い、社会実験の計画書を策定するための「鏡石パーキングスマートインターチェンジ社会実験準備会」を先月22日に設立いたしました。

今後は、社会実験の認可を受けるための実施計画書を国土交通省へ提出し、実験の実施に向け万全を期してまいります。

都市基盤の整備として、主要地方道路整備臨時交付金事業の高久田一貫線の道路改良工事は、須賀川市境の一部を除き、今年度完了に向け順調に推移しております。また、地方特定道路整備事業の鏡田499号線は、高久田一貫線の補完道路として引き続き整備促進を図っております。

国道4号鏡石拡幅事業につきましては、国の直轄事業として、過般、関係地権者を対象に設計説明会を開催し、現在、用地測量に入っております。町といたしましても平成19年度からの用地買収と工事の早期着工に向け、引き続き事業の推進を強く要望してまいります。

都市機能の整備としての生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、本町における平成17年度末の下水道普及率は69.1%、水洗化率が79.7%となり、県内でも上位の普及率となっておりますが、今後も計画的に事業を推進していきたいと考えております。

また、今年度実施工事においては設計等諸準備を進めており、順次計画的に着手してまいります。

次に、上水道事業につきましては、平成11年度から実施しております石綿セメント管更新事業は、平成17年度末で計画延長の28.5%（7.2キロメートル）の更新を終了したところであり、今年度においても継続して実施すべく、設計等諸準備を進めております。

次に、成田地区県営ほ場整備事業につきましては、担い手育成型として実施されている事業であり、面工事については95.9%の進捗率となっております。平成18年度はほぼ面工事が完了したことから、整地工以外として諏訪池川の橋梁工15.5メートル及び取水堰工、さらに農業用ため池として新池・高野池の改修工事が県中農林事務所により着手されております。今後、地区内の一部道路舗装工事も計画されていることから、より一層のほ場整備事業推進が図られると考えております。

地域産業の発展と安定した就労機会の増大を図るため、東部工業団地の拡張事業に着手をいたしました。また、既存工業団地内の工場未建設用地への企業誘致を積極的に行っているところであります。

21世紀にふさわしい、新しい祭りの創造を目指した牧場の朝YOSAKOI祭り、商店街の活性化を図り、「牧場の朝かがみいし」をPRするため、地域住民参加型の国際化事業としてのオランダ祭りを9月24日に駅前地区一帯において合同開催しました。

ことしは天候にも恵まれ、牧場の朝YOSAKOI祭りは実行委員会が主体となり24チーム500名が参加し、オランダ祭りは商工会が主体となり、町内外から延べ約4万人の来客がありました。

さらに、9月30日には町内のみこしが結集し、町役場を出発地として、鏡石秋祭りみこしパレードを駅前一帯で実施いたしました。今回は、13の全行政区から24団体、1,500名が参加しました。

保健福祉事業につきましては、ことし4月から始まった第3期介護保険の9月までの半年間の介護給付費の実績について申し上げますと、介護報酬の引き下げや施設入所の食費・居住費の自己負担などによりまして前年同期より3%ほどの減少となっております。

また、本年度の総合健康診査の中で、新たに65歳以上の高齢者を対象にしました介護予防のための生活機能評価の問診と健診を実施しましたが、34%と低い受診結果となったことから、今後、未受診者の生活機能の把握に努めるとともに、老人クラブ等を対象とした介護予防教室を実施してまいります。

義務教育の振興、幼児教育の充実につきましては、各学校・幼稚園は冬休みを前に第2学期のまとめに入っております。基礎学力向上を基軸とした特色ある学校づくり、外国人英語指導助手による英語学習や国際理解教育、インターネット活用による情報化教育などを計画

的に展開しております。

また、開かれた学校づくりとして、授業参観や文化祭等に多くの町民の方に学校を訪れていただき理解を深めてもらう事業や、オランダ祭り、秋の文化祭、駅伝・ロードレース大会などの地域イベントへの参加にも取り組んだところです。

第一小学校体育館改築事業につきましては、躯体コンクリート工事が終わり、現在鉄骨建て工事に入っております。12月中には屋根工事が終了、内装工事に入り、2月末の竣工に向けて予定どおり進捗しております。

また、現体育館の解体工事につきましては、今月中旬の完了に向けて予定どおり進んでおります。

社会体育関係では、11月5日に開催された第2回鏡石駅伝・ロードレース大会には、県内外から駅伝部門に37チーム185人、ロードレース部門に924人、合計1,109人の参加者があり、天候にも恵まれ盛会に開催されました。大会を運営された実行委員の皆様や、当日の競技運営に当たられた役員の方々に改めて御礼を申し上げたいと思います。

また、11月19日に開催された第18回ふくしま駅伝では、総合第16位、町の部第3位、また後半の部の町の部では優勝、さらに、3人の選手が区間賞を獲得するなど、すばらしい成績をおさめました。選手皆さんの健闘をたたえますとともに、テレビ、ラジオまた沿道で応援をいただいた多くの町民の皆様に感謝を申し上げます。

花いっぱい運動は、関係機関の協力を得ながら、本年度の事業がほぼ終了となりました。春の一斉定植から地域ぐるみの運動が展開され、沿道や街角が色鮮やかな花であふれ、美しい町づくりに大きく貢献されたところであります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の内容について申し上げます。

報告第61号の専決処分した事件の承認につきましては、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び規約の変更を、地方自治法第180条第1項の規定により処分したので、同条第2項の規定によって承認をお願いするものであります。

議案第224号の福島県後期高齢者医療広域連合の設置につきましては、平成19年2月1日から後期高齢者医療の事務を処理するため、福島県内全市町村をもって組織される広域連合の設置について議決をお願いするものであります。

次に、議案第225号の平成18年度鏡石町一般会計補正予算の主な歳出につきましては、総務費595万円を減額し、民生費へ606万8,000円、衛生費へ228万2,000円、土木費へ752万1,000円、消防費へ429万5,000円、教育費へ992万1,000円を増額する補正であります。

主な歳入につきましては、国庫補助金1,650万円、町債2,040万円を増額し、繰入金1,289万3,000円の減額調整するものであります。

以上により、一般会計の補正予算の総額2,435万2,000円を増額し、その結果、本年度予

算の累計額は41億9,445万2,000円となりました。

次に、主な特別会計補正予算について申し上げます。

介護保険特別会計は事業費の組み替え、工業団地事業特別会計は人件費の調整、駅東土地区画整理事業特別会計は前年度繰越金の調整、公共下水道・農業集落排水事業特別会計は人件費の調整、上水道事業会計は修繕費の予算を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

報告第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第4、報告第61号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔報告第61号を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第61号 専決処分した事件の承認について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次ページをお願いします。

専決第58号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び規約の変更につきましては、市町村合併により本宮町及び白沢村が平成19年1月1日付で合併し、引き続き本宮市として組合に加入することの承認であります。

なお、一部改正する規約の内容については、別表2の1の構成団体の欄中に本宮市を追加するものであります。

附則、この規約は、知事の許可があった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約は、平成19年1月1日から施行するものであります。

以上、説明いたしました。

ご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第61号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第61号 専決処分した事件の承認を求める件は承認することに決しました。

議案第224号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（菊地栄助君） 日程第5、議案第224号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第224号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第224号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について、提案理由をご説明申し上げます。

本福島県後期高齢者医療広域連合の設置につきましては、このたびの国の医療制度改革法の改正に伴い、福島県において全市町村参加の広域連合を設置するため、地方自治法第284条第3項の規定による規約を定め、同法第291条の11の規定により関係市町村議会の同意の議決を求めるものであります。

まず、関係地方公共団体であります。記載のとおり鏡石町ほか59市町村をもって組織するものであります。

続きまして、福島県後期高齢者医療広域連合規約（案）についてご説明を申し上げます。4ページになります。

福島県後期高齢者医療広域連合規約（案）。

第1条であります、広域連合の名称であります。

第2条につきましては、広域連合組織市町村の規定であります。

第3条では、その区域を福島県内と規定しています。

第4条は、広域連合の事務処理規定であります。

第5条は、広域連合の広域計画作成の規定であります。

5ページになります。

第6条は、広域連合事務所在地の規定であります。

第7条は、広域連合議会の組織規定でありまして、議員定数を16人と定めるものであります。

第8条は、広域連合議員の選挙は間接選挙によるものと規定しております。

6ページに移ります。

第9条であります、議員任期の規定であります。

第10条は、議会議員の議長、副議長の選出規定と任期の規定であります。

第11条は、執行機関の組織の規定であり、第12条では選任方法を規定し、次ページ第13条では任期を規定しております。

第14条は、補助職員に関する規定であります。

第15条は、選挙管理委員に委員4人を置くとする規定であります。

第16条は、監査委員を2人とする規定であります。

第17条は、広域連合経費の支弁の規定であります。

8ページになります。

第18条は補則でありまして、第1項は、本規約で定める各条項の施行年月日の規定であります。

第2項は、地方自治法の一部を改正する法律に伴う経過規定であります。

第3項は、広域連合稼働前までの事務の準備を規定するものであります。

第4項は、広域連合発足に当たって、初の連合長選挙についての特例規定であります。

9ページになります。

別表第1、第2条関係につきましては、構成する市町村名の一覧であります。

別表第2に関しましては、第4条で定めた広域連合加盟市町村の処理する事務を規定したものであります。

別表第3の第1項につきましては、広域連合共通経費の負担割合を規定したものであります。

10ページになります。

第2項は、高齢者の医療の確保に関する法律により、広域連合への市町村負担金は一般会

計からと規定したものであります。

第3項につきましては、同じく法で広域連合へ市町村が納付するものとして保険料、徴収金等を定めたものであります。

以上、ご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第224号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置についての件は、質疑までとし、会議規則第36条の規定によって、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第224号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

議案第225号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第6、議案第225号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第225号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 大河原直博君 登壇〕

助役（大河原直博君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第225号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、人件費などの調整、整理と地方特定道路の整備、それにスマートIC関連事業費の補正が主な内容でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳

入歳出それぞれ2,435万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,445万2,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正では、14ページの平成18年度農業経営基盤強化資金利子補給事業費の限度額として、14万2,000円を追加するものであります。

また、第3条の地方債の補正につきましては、地域再生事業債の限度額の追加と、町道整備事業債の限度額の変更でございます。

詳細につきましては、18ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

助役（大河原直博君） 以上、ご説明申し上げました。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番議員の円谷ですが、ただいま補正予算の説明の中で、若干お尋ねをしたいことがございますので、質問をさせていただきます。

25ページに、投資及び出資金として説明欄で県中地域水道用水供給企業団出資金34万6,000円の増になるわけですが、なぜこの補正予算の時点で、これだけの出資をすることになったのかということが第1点でございます。

もう一つは、今、石川は大変な町政の混乱がありまして、町長の収賄などありまして町長がかわったと。これを機に見直しの機運がこの水道問題で起きている。ダムの問題ですね。それで、石川の議会の中で、中村孝太郎議員を委員長として特別委員会を設置して、このダムについて見直しを図られている最中でもあるということ、新聞報道などでお聞きをするわけですが、この時点において出資をしなくてはならない、その辺の事情と、いわゆる見直しについて町当局はどのように考えているのか、その辺を含めてご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 質問にお答えいたします。

県中用水供給企業団の今出ダムの見直しにつきましては、昨日、理事者会を開催いたしました。企業長の方から今までの県との協議状況についてご報告がございまして、財政状況あ

るいは各管内の人口の減少等を勘案すると、現計画でどうなのかということで、県の方と協議をしましてまいりました。

そうしたことを踏まえて、この結論につきましては、県との協議の結果、もう少し時間をかけて、きょう、あすに結論を出すということではなく、そういった今までの経緯もございまして、早急に結論を出すことではなく、時間をかけて全構成市町村の合意のもとに結論を出されたいかがかというようなご指導があったということが、きのう報告がございましたので、その点について私どもが了承いたしました。

今後、担当課長等で細部について詰めまして、それを受けて理事会の方でそれらを踏まえた中で判断をするということにきのうなりましたので、経緯等についてご報告をしておきたいと思っております。

そのほかの質問については、総務課長の方からお答えをさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の質問にお答えします。

水企業団の出資金の増額関係の原因についてということですが、ことし水量の見直しが行われまして、その水量割合がありまして、その割合が以前は出資金を含めて11.6%でございました。それが分担水量が変わりまして、その割合が16.36というパーセントに変わりました。

よって、この内容については、合計で906万円になります。予算の出資の11.6%の値は555万9,000円で、町予算は560万円を確保しておりまして、906万円から560万円を引きますと、346万円となります。その内訳については人件費分と、出資割合分に分かれてきます。人件費分については1名増に水企業団がなったわけですし、それは平成18年4月から事業が、水量が見直しされて水企業の充実を図るということで、職員増の人件費分が145万7,000円と出資分が203万円であります。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに。

6番、柳沼君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 47ページ、教育総務費の中の要保護・準要保護児童生徒援助費ということで40万円、今回補正が組まれたわけであります。

今、社会は格差社会とか、地域全体が大変厳しい中でございます。当初計画と比べてどうなのか、そして現状を、この辺お聞かせいただければ幸いです。

よろしく願いいたします。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 6番議員のご質問にお答えしたいと思います。

このたびの、要保護・準要保護児童生徒の援助費の増額であります。当初予算80名程度で組んだところでありますが、5名ほど年間で増額しております。

また、援助費の中身であります。修学旅行費というものが中学校においてはあるわけですが、その修学旅行費が若干今年度は高くなっているというようなことで、それらの増額分についても今回補正をお願いしております。

人数的なことを申し上げますと、ここ数年増加傾向にありましたが、昨年来から補助申請等につきまして、一部いわゆる個人の申請方式に変えました。その関係もあろうかと思えますけれども、若干人数的には減少しております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） ほかに。

〔発言する者なし〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第225号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第226号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第7、議案第226号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第226号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第226号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、保険給付費のこれまでの実績と今後の給付見込みによりまして、歳出予算の組み替えを行うものであります。

詳細につきましては、60ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 以上、提案理由につきましてご説明を申し上げました。よろしくご審議のほど、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第226号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第227号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第8、議案第227号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第227号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） ただいま上程されました議案第227号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員人件費の調整による歳出予算の組み替えを行うものでございます。

内容につきましては、66ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

産業課長（小林政次君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第227号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第228号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第9、議案第228号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第228号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） ただいま上程されました議案第228号 平成18年度鏡石町鏡

石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,789万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、給与改定並びに前年度決算に伴う繰越金の整理をするものでございます。

詳細につきましては、74ページからの事項別明細書でご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

都市建設課長(椎野優偉君) 以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(菊地栄助君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(菊地栄助君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(菊地栄助君) ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第228号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(菊地栄助君) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第229号、議案第230号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(菊地栄助君) 日程第10、議案第229号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)から、日程第11、議案第230号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)までの2件を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第229号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から議案第230号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とすることに決しました。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君）〔第229号議案、第230号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒津政美君 登壇〕

上下水道課長（黒津政美君） ただいま一括上程されました議案第229号並びに議案第230号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の異動及び人事院勧告等による人件費の調整が主な内容でございます。

初めに、議案第229号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,020万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、82ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（黒津政美君） 次に、87ページになります。

議案第230号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,562万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、90ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（黒津政美君） 以上、一括上程されました議案第229号並びに議案第230号につきましてご説明申し上げました。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 12番の円谷ですが、今、説明をいただいて、非常に細かい論議になるかと思うんですけども、ちょっと疑問が生じたのでお尋ねをしたいと思います。

91ページの事項別明細書の歳出欄で、職員の人件費が46万2,000円の増になるわけですが、今までのパターンですと、職員の異動によって増減をした場合、給料が減れば手当も減る、給料がふえれば手当もふえるという2パターンだと思うんですが、今回は給料が減って手当がふえているという、勉強不足なのかもしれませんけれども、ちょっと疑問がありましたので、その辺の事情をご説明いただけたらと思います。

議長（菊地栄助君） 質疑に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒津政美君 登壇〕

上下水道課長（黒津政美君） 12番議員の質問にお答えいたします。

農業集落排水事業における人件費の中で、職員手当が増額になっているということだと思いますけれども、これにつきましては、職員の内部異動によりまして職務がちょっとふえた職員がございまして、その人の超過勤務費がふえた部分でございまして、

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第229号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第230号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第231号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第12、議案第231号 平成18年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読いたさせます。

議会事務局局長（面川 武君） 〔第231号議案を朗読〕

議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒津政美君 登壇〕

上下水道課長（黒津政美君） ただいま上程されました議案第231号 平成18年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第2条、収益的収入及び支出におきまして、歳出予算の組み替えを行うものでございます。

また、第3条におきましては、議会の議決経費であります職員の給与費を239万6,000円を減額いたしまして、2,726万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、96ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課長（黒津政美君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第231号 平成18年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

公立岩瀬病院組合議会議員の選挙について

議長（菊地栄助君） 日程第13、公立岩瀬病院組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定によって投票にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は投票で行うことに決しました。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（菊地栄助君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に木原秀男君、小貫良巳君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（菊地栄助君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（菊地栄助君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

議長（菊地栄助君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

木原秀男君及び小貫良巳君の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（菊地栄助君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

菊地栄助君 9票

森尾吉郎君 3票

今泉文克君 1票

今駒隆幸君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、菊地栄助君が公立岩瀬病院組合議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

請願・陳情について

議長（菊地栄助君） 日程第14、請願・陳情については、会議規則第86条の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

休会について

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議事の都合により12月6日の1日間休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、12月6日の1日間休会することに決しました。

散会の宣告

議長（菊地栄助君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 零時01分

平成18年第15回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成18年12月7日(木)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 議案第224号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について
総務文教常任委員長報告
日程第 3 請願・陳情について
各常任委員長報告
日程第 4 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

追加日程第5 意見書案第51号 道路特定財源の確保に関する意見書(案)

追加日程第6 意見書案第52号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書(案)

追加日程第7 意見書案第53号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書(案)

出席議員(14名)

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	菊 地 栄 助 君	10番	小 貫 良 巳 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 木 賊 政 雄 君 助 役 大 河 原 直 博 君

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（菊地栄助君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第2号により運営をいたします。

一般質問

議長（菊地栄助君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

木原秀男君

議長（菊地栄助君） 初めに、8番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 皆さん、おはようございます。8番議員、木原秀男でございます。

第15回鏡石町議会、平成18年の年末を締めくくる第15回定例会の一般質問の1番手を努めさせていただきます。木原でございます。

ことしもあと3週間余りとなりました。来年の4月には統一地方選挙ということで、我々も1期4年間の任期の審判を受けるわけでございます。振り返ってみますと、果たして私は町民のために何をやってきたのか、果たして何ができたのかと反省する日々でございます。私たちの任期もあと4カ月余りでございますので、町民のためにどぶ板議員として全力を尽くす所存でございます。

安倍総理大臣の日本の国のキャッチフレーズは、「美しい国、日本」を指すということですが、前福島県知事の佐藤栄佐久知事は、「うつくしま・ふくしま」をキャッチフレーズとして県政の構想が着実に進んでいるやに思っておりましたが、県民にとっては寝耳に水の不祥事が発生しました。佐藤県政の瓦解であります。30年前にも木村守江県政による不祥事が発生しましたが、それを他山の石とされることなく、再びこのような不祥事が繰り返されたわけでございます。清廉潔白を旨としながらも、人間なるがゆえのわきの甘さ、弱さがあることを改めて感じた次第でございます。よい悪いは他人ごとなら判断が付きやすいのに、身内のこととなると見えにくくなると、これが現実でございます。罪悪感はあるも、長年続けていきますと非常識は常識となり、人間の集団心理が左右し、周りが見えなく

なる、これも人間の弱さと言われております。確かに在籍18年の年月は、そして実績は申し分ございませんが、長い間の権力の座についていたことの現実としては、必ず不正ははびこると、長期政権は腐敗するとの歴史が証明しておるところでございます。常に権力は人間を惰性に、そして墮落させる魔力を持っているとも言われております。ましてや18年の長期政権となりますと、安定性はございますが、一方では独善的、排他的になりやすいという危険性をはらんでいるということでございます。常に有権者は頭に置いておかなければならないことではないでしょうか。また、県民も有権者も政権の変化を求めなかったことも悪いし、県議会も与野党相乗りでオール与党化していたという唯々諾々の状況でございます。

国会議員においても、知事のご機嫌取りにきゅうきゅうとし、物を言わない、いわゆるレイム・ダックの議会になっていたというふうに聞いております。「季下に冠を整えず、瓜田に覆を納れず」といいますが、わからなかったはずではないでしょうかと思われまふ。これを天誅と思ひ、我々も他山の石としなければなりません。新しい知事も誕生したことでございますので、真の「うつくしま・ふくしま」をよみがえらせるために、一刻も早く県政の正常化を図り、よどんだ水を流し、魅力ある福島県を再生することを願っております。

質問に入りますが、1) 沖縄県北谷町との友好都市の提携は考えられないかということでございますが、これも私が質問するべきではございませんが、あえて残任期間が少なくなりましたので、ちょっと提案してみたいと思ひます。

平成5年3月25日、我々は福島空港開港記念としての初乗りとして、鏡石ソフトボールチームを中心に、大人のソフトボールチーム、ママさんソフトボール、そしてバレーチーム、剣道チームと、総勢115名が沖縄県北谷町の皆様とホームステイかたがた7泊8日でスポーツ交流を楽しんでまいりました。東北の片田舎の町の鏡石町と言葉の違いを乗り越えて、北谷町の皆様のご厚意によりまして交流が持てたということは、大変すばらしいというふうに思っております。好奇心豊かで子供たちの目は、見るもの聞くもの皆初めての世界で、目は輝いており、そしてすばらしい言葉をいただいてまいりました。「百聞は一見にしかず」という言葉でございます。それを実感してまいりました私たちでございます。そして、平成15年3月25日には、10周年記念としてこれもまた鏡石町からソフトボールを中心に約54名が、やはりホームステイかたがた7泊8日でスポーツ交流をしてまいりました。

開港、平成5年3月25日以来、その間13年間でございますが、お互いの教育委員会等を通してスキーの交流やはたまた海水浴など、風俗、文化、気候の違いを乗り越えて、お互いに得るものが大きく、学ぶものが多くありました13年間でございます。個人的にも個々の交流が現在もどんどん進んでおります。このような体験や交流は、お互いの町の子供たちにとっても、そして青少年健全育成のためには非常に有意義であるというふうなことを認識しておりますので、近年全国的な市町村合併により自治体の再編成が余儀なくされておりますの

で、今までの交流自治体に迷惑がかからないのであれば、直行便により福島空港から2時間半で行ける沖縄県北谷町との友好都市として提携は考えられないかという提案でございます。

ちなみに、簡単に北谷町の概略を申し述べておきます。

北谷町は、那覇空港から58号線を北上し、約16キロメートルのところ。こちらでいいますと、郡山から鏡石まで、鏡石から白河までという距離でございます。沖縄本島の中部に位置しております。町の特徴でございますが、極東最大の米軍基地があります。敷地面積の53%を米軍に占められております。そして、プロ野球の中日ドラゴンズのキャンプ地でもあります。風力発電所があり、490キロワットを発電し、22カ所の公園の電気を賄ってまいります。国際交流は昔から盛んな町でして、平成12年4月、九州・沖縄サミットの際には、英国のブレア首相が来町して国際交流を図っております。合併の話はございません。人口は2万6,767人。面積13.62平方キロメートル。軍に52%を占められております。予算は141億円です。町職員は257人でございます。保育所が6カ所、幼稚園が4カ所、小学校が4校、中学校2校、高等学校1校でございます。ごく簡単でございます。

以上でございます。

2)の鏡石駅東口の自転車駐輪場の増設と自動車ロータリーの設営は考えられないかというふうな件でございますが、鏡石駅前には近年都市計画が行き届いて、すっきりして素晴らしい環境となっております。駅周辺の環境についてでございますが、駅東口の自転車駐輪場は、50台入るスペースがございますが、今のところ寒いせいかはみ出している自転車の数は二、三十台というふうに数えておりますが、春から夏、秋にかけては50台くらいの自転車のみ出しがございます。雨の日等はかわいそうなくらいの自転車はずぶぬれとなっており、あげくの果てはいたずらされた自転車が横倒しになっているというふうな状況も見られております。管理人さんの大変さが見受けられますが、敷地があれば駐輪場の増設は考えられないかということでございます。

同じく駅東口の自動車ロータリーの件ですが、高校生や通勤客の方々が家の方々に駅まで自家用車で送ってきていただいて、そしてその自家用車がUターンをして帰る際に、前の堀や後ろの田んぼの方に落ちこちそうになる危険性がございまして、状況的には甚だ不安定な状況でございますので、これもスペースがあればロータリーの増設は考えられないかという質問でございます。

それから、駅の西口、正面口ですね。その南側に西口公園、通称ビリビリ公園というふうな公園がございますが、この公園と堀を挟んで駅線路の間の敷地についてのごみ処理の件でございますが、廃棄自転車やごみが捨てられて、ごみのステーションとなっております。駅の構内は非常にさっぱりしてきれいなんですが、ちょっと西口の方面に行きますと、このとおりでございます。車中から見える範囲でございますので、印象はよくないと思われま

美しい町づくりを目指しているのでありますから、駅の正面ばかりではなくて、裏口もきれいにするようによく配慮を願いたいと思います。町の責任なのかJRの責任の範囲なのか、よろしくお調べ願います。

公園内のボール遊びの件についてでございますが、公園利用者の安全確保について、公園は特に遊具などがあるために、幼児やお年寄りの憩いの場所となっております。規定外の使用により公園内で事故が起きた場合、管理責任はどこにあるかということでございます。特にバットやボールを使用した若者の遊びがふえておりまして、ほかの自治体では裁判ざたになっているところも耳にしております。

10月の中旬でございますが、タコ公園内において、バットとボールを使用していた若者が数人いるというふうな通報がございまして、危険きわまりない行為だというふうなことを聞いております。駐車禁止や花いっぱい運動の看板とか、「広げよう 子の輪 親の輪 地域の輪」とかの看板はございましたが、公園の利用者心得などの看板はございませんでした。こういう世の中でございますので、いつ、どこで事故が発生するとも限りません。この際、看板等を設置されたいかがかというふうなことでございます。

管理責任もお尋ね申し上げます。

道路の環境問題なのですが、3)旧4号国道主婦の店の入り口の付近、歩道の中の電柱2本は移動できないかということでございます。

道路は昔から街道といいまして、人や馬、荷車、かごなどが通る場所でもございましたが、現在は車社会でございますので、道幅が広ければよろしいですが、旧国道、旧街道でございますので、限られたスペースの中で機能を果たすべき設備をして、電柱や信号機やいろんな看板が設置されております。やむを得ないところもあるかと思いますが、確かに主婦の店入り口のところの歩道の中の電柱2本は、大変な邪魔になっておるといふふうにお聞きしております。

先日、雨の強い日に傘を前向きに掲げながら買い物に歩道を歩いていた方が、電柱に体当たりして後ろにひっくり返り、脳震盪を起こしたということも聞いております。健常者ばかりが歩く道ではございませんので、身体障害者の方もございます。大きな事故にならないうちに、早急に善後策を立てるのであれば、できれば立ててもらいたいんですけども、移動が可能であるかどうかお調べを願って、ご返事をいただきたいと思っております。

同じく不時沼の案内標識の件でございますが、これも道路状況の狭いことも影響して、あやめのシーズンになりますと、やはり遠方より来訪者がたくさん当町を訪れております。鳥見山公園はどこか、岩瀬牧場に行きたいとかというふうな道を聞くそうでございます。町の中に入り、やすこくやさんの信号を右に入ればよろしいんですが、案内標識を確認し忘れたか確認できなかったか、矢吹の方面から行く場合が特に危険というふうなことで、やすこく

やの信号からその看板までが100メートルもないというふうな状況で右折には困難ではないかというふうに見受けられまして、通り過ぎてしまうと。そして、歩いている方に岩瀬牧場はどこか、鳥見山はどこかというふうにお聞きになるそうでございます。面倒になった乗用車は、鳥見山公園を通り越して牡丹園に行く方もおられるそうでございます。何度も確認したのですが、角度の問題か高さの問題か距離の問題かデザインの問題か何かわかりませんが、もう少し遠方車に優しく高齢者に優しい、わかりやすい案内標識を検討願いたいと思います。天栄方面から来る場合の岩瀬牧場の看板は一目でわかる看板がございます。あれを参考にすればよろしいかと思いますが、民と官の考え方の違いもあるかと思いますが、ご検討願います。

最後になりますが、4)として鏡石町第一小学校のバックネットの撤去についてでございます。

小学校の校庭は、将来4号国道の拡幅に伴って、杉林の半分はなくなるのではないかとこのふうにお聞きしております。体育館の新築などによりまして、狭い校庭はますます狭くなっているというふうなことでございます。小学校においては、野球は活動科目から外され、バックネットの使用は要らなくなったというふうなこともございますでしょうけれども、対外から来た方々には、あのバックネットは大変な印象を残して帰られております。築何年になるかわかりませんが、あのような状態なら撤去した方がよろしいかと思っております。そのかわり、簡易な移動可能なバックネットの設営は考えられないかということでございます。

どぶ板議員の町の情報でございますので、そんなに難しくはございません。明快な答弁をお願いします。

これで第1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 8番、木原秀男議員の質問にお答えいたします。

1番の行政運営についての1)沖縄県北谷町との友好都市提携は考えられないかの質問についてお答えをいたします。

現在、町では地域間交流といたしまして、あやめを自治体の花とする自治体と、また町村名に「かがみ」がつく市町村とサミットを開催するなど、交流を進めているところでございます。かがみサミットにつきましては、市町村合併によりひとまず目的が達せられたものと考えているところでございます。

ご質問の沖縄県北谷町との交流については、ソフトボールスポーツ少年団において長年にわたり交流を深められ、町といたしましても北谷町の来町の際にはご協力をしてまいりまし

た。今後の自治体間の交流については、交流の目的、方法、相手自治体の意向など、さまざまな課題があると考えられます。交流事業の取り組みにつきましては、今後前向きに検討してまいりたいと思います。

私からは以上でございますが、ほかの質問については担当課長等からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 皆さん、おはようございます。

8番議員の質問にご答弁いたします。

1の行政運営についての2)の 鏡石駅東口の駐輪場の増設及び自動車ロータリーの設営は考えられないかについてのご質問であります。東口の駐輪場の現状は、屋根つきの駐輪場からはみ出して2列で駐輪している状況にあることは認識しております。放置自転車の整理を年2回実施し、駐輪スペースの確保に努めているところであります。また、自動車のロータリーの設営につきましても、朝夕の送迎時には路上停車が多いことも認識しておりますが、一時的なものであり、深刻な事態には至っていないと考えております。

いずれにしましても、自転車置き場及び自動車ロータリーの設営につきましては、今後の状況を見た上で検討していきたいと思っております。

次に、 駅の西口公園側駅構内のごみ処理についてのご質問であります。現場を確認しましたところ、自転車数台、雑誌、空き瓶、空き缶などが放置してありました。当該地は、フェンスを越えたJRの軌道敷地内であり、重要なケーブルが埋設してあると伺っておりますので、JR須賀川駅に通報、連絡し、対応してまいりたいと思っております。また、建物により目隠しされた状況であることから不法に投棄されることも考えられますので、今後このような状況にならないよう、看板を設置するなど、措置を講じてまいりたいと思っております。

次に、 公園内のボール遊びについてのご質問であります。公園は、ご承知のとおり、町民の憩いの場として子供から高齢者まで幅広く利用されている施設であります。安全で安心して過ごせる空間でなければなりません。

ご質問のボール遊びの状況は把握はできませんが、危険であれば、それを回避するよう配慮すべきであり、指導することもあります。お互いがそれぞれの立場から周囲の状況を見て利用されることが望ましいと考えております。

なお、管理責任は最終的には鏡石町にあると思っております。その管理上において、看板の取り付けについては今後検討してまいりたいというふうに思います。

次に、3)の旧4号国道主婦の店入り口付近の歩道の中の電柱2本の移動はできないか及び不時沼交差点の案内標識の設置についてのご質問にお答えいたします。

まず、主婦の店入り口付近の歩道の中にある電柱の移動についての質問ですが、本件については以前にも同様の質問があり、現地確認の結果、県公安委員会設置の信号機の電柱があり、移動が難しいとの回答が以前にありました。しかし、現地を見てみると、歩道のほぼ中央に位置しており、歩行者の衝突事故を防止するために再度警察署を通じ移動の要請をしたいと思います。

次に、不時沼交差点の案内標識の設置についてのご質問であります。当該交差点付近には公共施設を案内する標識が旧国道上下線にそれぞれ設置してありますが、国道4号交差点から牧場へ通じる町交差点には岩瀬牧場の案内看板のみであり、公共施設の案内看板がありませんので、今後わかりやすい看板の設置を検討、計画をしまいたいと思います。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

4)の第一小学校のバックネットの撤去についてでございますが、第一小学校庭のバックネットにつきましては、ご承知のとおり老朽化が進んでおります。近年、社会体育や学校においてソフトボール等での利用は少なくなっております。また新体育館の建設に伴い、校庭の効率的な利用を再考しなければならないため、バックネットの撤去についても検討しているところでございます。

撤去後の対応につきましては、利用者の要望等がありますれば、可動式のバックネットの購入等についても検討しなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の再質問の発言を許します。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 明快な回答を得られましたというふうに納得はしておりますけれども、もう一度確認をしてみたいと思います。

2)の 看板の件についてですが、やはりこれは、総務課長、とにかく利用規定の利用心得ですよね。利用心得の看板がどこにもない。鏡石町の公園を歩いてみましたところ、どこにもない。だから、私が言っているのは、それはほかの看板はいろいろあるのね。いわゆる青少年健全育成とかそういうふうな駐車禁止の看板はあります。だけれども、一番必要なものがないということは、責任の所在が今あるとは言っていましたけれども、これもやはり早急に取りつけないといけないんじゃないかなというふうなことなんです。事故が起こっては間に合わない。また、他自治体ではそういう今裁判ざたになっておりますので、少しずつ危険は解消した方がよろしいかと思う質問なんです。ですから、検討中というふう

なこと答弁では、どうもちょっと生ぬるいなというふうな感じが私もしましたので、再度質問申し上げます。

それから、バックネット移動の件ですけれども、これは必要で要望があればということなんです、もちろん要望があるから言っているんでありまして、ここのところはちょっと間違ってもらっては困ります。私どももソフトボールに関して大人の方も使っています。子供も使っています。サッカーの方々も使っております。移動の要望があればでなくて、やはり固定ではなくて移動でありますから、簡易式の移動バックネットの件ですから、必要とされております。ですから、要望があればということではなくて、要望があるから私は言っているんでありますから、即予算化いただいて、つくるというふうな返事をいただければ最高なんです、2つ再質問します。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 8番議員の再質問にお答えします。

公園等における事故防止の看板がどこにもないということではありますが、それぞれの目的の場所には、それぞれの目的の注意事項が書いてありますが、早急に防止する必要があるだろうということです。生ぬるいんじゃないかという厳しいご質問であります。新年度にできる限りの範囲内で対応してまいります。

なお、担当課と十分協議の上でしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 8番議員の再質問にご答弁申し上げます。

可動式のバックネットのことにつきまして、予算措置等について検討をさせていただきたいと思っております。

議長（菊地栄助君） 8番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

今 駒 隆 幸 君

議長（菊地栄助君） 次に、通告があります。3番、今駒隆幸君の一般質問の発言を許します。

3番、今駒隆幸君。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） 皆さん、おはようございます。3番議員の今駒です。

今回は、議会の中で7名の方が一般質問をされるわけなんですが、執行部の皆さん、議員方々は選挙をやり、一般住民からの話を聞き、それを執行部に伝えるということが基本的な仕事なんですが、特に皆さん、鬼の首をとるような気持ちで僕はやっているのではないなというふうにはいつも思うんです。僕は議員だから、議員の方々のお話をやはりよく聞くと、それが責務ということだと思っすね。それを思うのは、皆さん、経営の神様、松下幸之助のお話なんですけれども、松下幸之助はああいう組織をつくる時に、まず自分らは家族だと。その家族が生きていくためには何をしていくかと。じゃ、電化製品をつくってみんなで頑張っていこうということで、そのリーダーとなり、あの大きいグループをつくっていったらしいです。

しかし、どんどんグループが大きくなるにつれ、一人一人の家族の顔が見られなくなることがかなり多くなってきたそうです。彼は、そこで何をしたか。グループが大きくなり、富も十分に持っていました。そこで彼は、お金を払って、苦言係という秘書を雇ったんですね。その方は、苦言しか松下幸之助に言わなかったらしいです。それ以上のことを松下幸之助は求めなかったらしいです。さて、皆さん、なぜでしょうか。松下幸之助がお金を払ってまで苦言を言ってもらおうと。なぜかという、彼はこう言うんですね。私は人間だから。皆さん、経営の神様と言うけれど、私だって間違いもするし、みんなが、これだけ富も地位もあればちやほやしてくれると。そうすると私も間違いが起きてしまう。だから、責任のある人間はいつでも周りの状況をしっかりととらえ、ちやほやしてくれる人だけの話を聞くのではなくて、苦言を言ってくれる人をお金を払ってまでつくったということを知って、私も最初はなぜだろうというふうなことをやはり考えたんですね。しかし、この二、三年、やはりその意味というのがよくわかるんですね。

私も、木原議員もお話ししましたがけれども、8年間やって毎日が自問自答なんですね。本当に議員としての責務を果たしているかと。それは皆さんのいろんな考えがあるんです。私、やはり最初の4年間は多くの町民がやはり私に今考えれば苦言を言うんですね。今もそうなんですが、苦言というより、やはりかなり厳しいことを言ってくれる方が。片や、やはりちやほやしてくれる方もいらっしたのも間違いないです。しかし、今この二、三年、松下幸之助の苦言の話を聞いてからは、その方々は嫌われるのを覚悟してでも苦言を言う。それはもう本当は人間は今の時代だと嫌われるの嫌だから、やはり言いたくもないんだよね。実際、僕も、皆さん、本当に予算もないのにこれつくってくれ、町民がこれを望んでいるからつくってくれと。皆さんが予算がないのもわかっているし、町民がそれだけ望んでいるのもわかっているし、困っているのもわかるし、そういう苦言をやはり議員として言わざるを得ないんだけど、なかなか皆さんの、私も人間ですから、皆さんの目を見て言えないときもあるんですね。しかし、議員というのは、やはりその責任感のもとにおいて、皆さんに一

つ苦言を言うというようなこともすごく大切なことなんです。しかし、それも大切な仕事なんだと私思っております。

皆さん、苦言を言わせていただきます。

今回は、いじめ、今話題、話題といったらあれですけども、昔からあるいじめのことについて。きょうの新聞でも読売新聞でも載ってましたし、さらに給食費未納問題、これはもう皆さんテレビ等で問題があるだろうと。我が町はどうなんだろうかと、皆さんとらえているのではないかなと思うんですね。

私ね、教育長、皆さんにも言うんですけども、教育長、実は前にいじめとか虐待のことで前の教育長とも大分お話もなされたことあるんです。これ、一般質問でもお話もなされたことあるんです。これ、皆さんも知っているかもしれませんが、実体験で一つ私話しておきたいと思うんです。

その前提というのは、今回私の同級生にやはりいじめのこと、なぜかという、子育てしている今中心の世代なんです、私らの世代は。それでやはり皆さんどんなことがありますかと、どうですかと、同級生を頼ってちょっとメールを出してみたんですね。そうしたら、自分の子供のいじめられているとか問題点を話すことよりも、自分らの実体験の話がすごくメールで多かったんですね。それはどんなことかという、私は鏡石一小ですから、鏡石一小で起きたことなんですね。これは私もそのときいたメンバーだったんですが、例えばこのいじめに関しては、学校の先生が子供を虐待する。これは非常に鏡石町ではなかなか出てこないことだと思うんですけども、その当時の親関係方々に聞いてもらえれば、ある先生の名前が出てくるわけですね。その先生がどんなことをしていたか。

まず、小学校のクラスの入り口に、ガラスに黒い幕を張って外から見えないようにした。そして、中が孤立した状態でほかから入れないような状況にしていたんですね。さて、皆さん、そこで何が行われていたか。1年の学校教育の中で、3名以外ほとんど授業を1年間受けていない。それは、皆さん、どんな状況かという、3名だけ選ばれたかわいがられた人だけを前で教育させて、そのほかは何をさせていたかという、下で正座です。だから、僕が見ている限り、名前は出さないんですけども、それを3年間やったという人もいますね。もうほとんど正座と虐待。

そのときの今親を訪ねると、やはりいまだに涙流して、あのときの話をします。何で涙を流すかと。自分らの子供をやはり救うことができなかったということなんですね。私も父親と久しぶりにちょっとお話ししまして、弟もいたんですけども、そういうことが行われていて、おやじ、わかっていたかと。おやじはこう言うんですね。いや、全然わからなかったと。学校の先生に任せましたし、高度成長期で私らもお前らを食わすためにすごい大変だったんだと。それは私わかるんですね、親の姿を見ているから。だけど、私、今回メール出し

た数々の中で、そのときの実体験のすさまじさの話しか出てこないのにびっくりしているんですね。それはもう皆さんね。心の傷なんですね。その人らも35とかになっているんですね。皆さん、どうでしょうかね。これをまた並べれば、どんなことがあるかと。

私らが中学校に行ったときには、その当時の歴史の先生の引地先生という方がその話を皆さんから聞いて、学力が余りにも違い過ぎると。中学校に入ったときの。なぜかという、数学の基本が全く勉強していないわけですから。全くやっていないですね、その3名以外は。そういうことが最高3年、長い人で2年。1年の人もいますね。ただ、その人らはそろってこう言います。校長先生もほかの先生も見て見ないふりをしたと。間違いなくわかっていたと。ひどい人は、皆さん、上半身裸ですよ。裸で正座です。私もよく覚えているんですね。小学校6年のときの11月ぐらいですかね。こういう言葉を発したんですね、その先生が。お前たちは卒業させることができません。勉強も教えることができません。それなら、ここにいる必要ありません。外で遊んできなさい。私ら、その話を聞いたとき、皆さん、子供はどう動いたと思いますか。子供は、教室にいて勉強しなくちゃいけないとわかっていたんですけども、外に行って、わけわからなく遊んでいたんですね。授業中ですよ。これが何名かという、3名以外全部。それで戻ってきて、先生が急激に今度戻ってきてこういうことを言うんですね。お前たちは何をやっているんだと。その3名以外の全員に何をやっているんだと。役場の人が見て、私に抗議をしていると。教育委員会の方が怒っていると。私に恥をかかせるつもりかと。

私ね、今大人になって、本当に非常にまずいことが起きていたんだと、そのとき思うんですね。この前も、その同級生がお茶飲みに来て話したときも、やはりこう言うんですね。毎日学校行くときに、朝どきどきしたと。学校に行くのも地獄、行かないのもまた先生からの圧力で地獄。だからどんなふうにしたかという、先生に気に入られるためのことをした。それだけ、1点でやってきたということがあるんですね。これは、皆さん、昔のことだと。皆さんの世代からいろんなことが僕はあったと思う。さっき議員方々に聞いたら、給食の脱脂粉乳の話も聞いたし、いろいろ戦後から教育のことであつたんだと。ただ、私、きょう教育長が任命されてからまた同じことを話すんですけども、私は今35歳になって思うんですね。これだけのいじめの情報だとか、これだけいろんな話が出てくるといのは、その当時やはり私ら一部だったかもしれませぬけれども、そういう方が日本じゅうに多かったのかなというのも一つの要因だと思うんですね。私は今、8年間本当に教育には力を入れてやってきたんですけども、いまだに根本となっているのは、やはりそのときの非常に強烈ないじめなんですね。これは、皆さん、もしよろしかったら、昭和46年とかそういう年に生まれた人の親に聞いてみるといいです。そこで何が行われたか。私が知っているところでは親が泣いてしようがなかったところもありますよ。だけど、親も学校に入り込むことができ、子

供を救うことができなかったということがあるんですね。

これは本当に中学校1年のときに恨みノートなんていうのができまして、その恨みノートというのは何かというと、小学校のその先生に習った人らが恨みを書くと。それを今の掲示板みたいな感じでノートを回すわけですよ。そこにこう書いてあります。殺しても殺し切れない。何をしてほしいかと。私たちの2年を返せ。僕、いまだに言葉が非常に今になっても印象に残るなど。いまだに同級生とか会ったりすると、その話ばかりです。ただ、この時代になって、自分らが親になって、子供には絶対にそうやってほしくないということがやはり多くの意見で出てきているんですね。

ぜひ、私、今回いじめというのは生徒同士のいじめ、学校の先生がいじめというより虐待。いろんなケースがあると思うんですね。ただ、私、これ実態にいじめというのが教育委員会だとか皆さんはどうとらえているのかというのをちょっとやはりお聞きしたいなど。実際前に行われたことがどうのこうのではないんですね。実際今どんなふうな、時代も変わって、どんなふうな形になってきているのかと。ただ忘れてはいけないんですね。人をつくるという教育の段階でそういうことが行われれば、それに対して傷つく。そして皆さん、今大きく心理学者が言っているのは、虐待を受けた人間は、子供にも虐待する確立が非常に高いというデータは出ているんですね。そういうことがデータとして出ている限り、私はやはり実体験のもとで多かったのかなと、私は実は思うんです。

そういった中で、いじめの傾向と対策という点で私出してみました。ここに書いてあるとおり、この数年、いじめ報告はされていますかと。この鏡石町の学校関係でいじめというのは報告されているんだろうかと。たしか私たちが小学校のときはいじめは報告されていなかった。なぜかということ、簡単ですよ。解決されていなかったから。解決されていなかったから、いじめというのは報告されていなかったのではないかなと、私は推測するんですね。皆さんの考えいろいろあると思いますが、今は現実いじめというのは、この鏡石の学校の中ではあるんだろうかと。また、そのいじめ実態調査は行われていますか。それと、どのような手順で行うのでしょうか。これをひとつお聞きします。

2点目は、皆さん、引き続き学校問題になるんですが、今話題の学校給食費未納問題です。

これも、私、前々回ぐらいに一般質問をさせていただいたんですね。その一般質問の内容というのは、今学校では、高校もありますね、学校では未納があった場合、鏡石町だけじゃないですよ、あった場合、学校の先生が負担する場合は非常に多いらしいんですね。それはなぜかということ、子供には罪はない。しかし、親は払わないと。そういった点で、学校の先生がそういうところを見てきていると。ただ、私が訪ねた先生のところなんですけれども、その先生はこう言うんですね。それでは何の解決にもならないと。余りその金額が大きくなり過ぎちゃって、借金が、県教育委員会は一切借金をするなど。そのためにお金を払うなど。

なぜかという、そういうお金はもうあなたたちに払えないですからと、そういう通達が来たんです。来たらしいんです。

私はその話を聞いて、こう思ったんですね。給食費未納問題を話すより、まず罪のない子供たちに絶対に給食が渡るようにする必要があると。そして、それはどんな形かという、未納問題がなくなればいいわけですから、行政が全部ただでやってくれないかと。そうすれば、子供を育てる親の方々がその負担、年間約5万円以上負担なんですけれども、それが楽になり、子育てに力を入れられるのではないかなと考えのもとに、前々回は教育長と給食費をただにしてくれないかと。鏡石町は若い子育てしている方が多いから、その負担を軽くしてくれないかと。だけど、現実その答えは、鏡石町は本当に政策のすばらしさか、子供たちが多い町です。やはり大分の負担がそれに用いられる。やれるもんなら、もちろん皆さんやりたいということですよ。だけれども、その負担を年間、年間持つことはできないという答えであったんですね。

じゃ、私、皆さん、今実際問題鏡石町では給食費を払っている人と払っていない人がいるのかと。じゃ、もし払っていないんだったら、そのお金はだれが持っているのかと。それは完全に聞かないといけないなと。なぜかという、現実的に県教育委員会も借金はするなと。先生方、借金はするなと。それでいて、給食は食べさせると。私がPTA関係者に話を聞くと、やはり未納があるとかないとか。ないとは言わないですね、あると。じゃ、それはだれがお金払っているんだと。それはひとつ聞いておきたいなと思って。なぜこういう質問をするかという、そこを突っ込むわけじゃないですね。現実的に各自治体が多くなった未納の給食費問題に対して、答えを出して、それに対策をとるといふことの動きが非常に大きくなってきたんですね。鏡石町は子供が多いです。特にこの問題はしっかりとらえて、私たちも答えを出すべきじゃないかなと。町をこういうふうに動かす皆さんが、答えを一度出すべきじゃないかという点で、私、これをテーマに出してみました。

じゃ、読ませていただきます。

学校給食費の未納、滞納金の考え方について。現在、給食費の未納、滞納金はどのように負担しているのでしょうか。また、給食費の未納、滞納問題をどのようにとらえているのか、お考えをお聞きます。

1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 3番、今駒隆幸君の質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず初めに、いじめに関する実態調査につきましては、毎年、児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査という中で実施しておりますが、ここ数年はいじめについての発生の報告はございませんでした。

10月下旬、県の教育委員会からの依頼によりまして、幼稚園も含めた平成17年度からの現在までの緊急の実態調査を実施しました結果、中学校から1件、既に解決済みでございますけれども、その報告がありました。その後、小学校からさらに1件の報告がありまして、この1件については現在学校と連携をしまして対応をしているところでございます。

今回の実態調査につきましては、子供たちへの無記名のアンケート調査によるもの、また教師による聞き取りによる調査など、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行うものとして実施したところでございます。

続きまして、2番の学校給食費の未納、滞納金の考え方についてでございます。

初めに、学校給食費の平成17年度の収納状況について申し上げます。小・中学校の給食費の年間徴収総額は、6,535万8,000円でございます。それに対する滞納額でございますけれども、101万3,000円、滞納率で申し上げますと、1.5%となっております。未収金につきましては、学校からの電話、それから文書によって催促、さらには個別面談などで未収金の解消に当たっております。

学校の給食会計は年度ごとの精算でありまして、実収入金額でそのまま総支出額となるように、年度末で調整いただいております。給食費の滞納問題につきましては、その原因が経済的な側面もございまして、保護者の意識低下によるものも多くありまして、学校だけの対応には限界が出つつあります。全国的には法的措置をとる自治体も出てきておりますが、現在文部科学省でも調査が進められておりますので、この件についての判断、または方向性が示されると思っておりますので、今後学校と協議をしながらその対応を検討してまいりたいと思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

議長（菊地栄助君） 3番、今駒隆幸君の再質問の発言を許します。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） わかりました。現実はいじめもありましたし、給食費の未納問題もあるんですが、いろんな見方があると思うんですね。少ないとか、まだこれは大丈夫だろうという見方があるんですが、例えば皆さん、今先進国で一番いじめの少ない国はどこだと思いますか。一番少ない国は日本なんです。一番多い国がイギリスなんです。これは皆さん、研究者はこういうふうに言っているんですね。政治が熟していて、熟しているところほどその数字が高い、比例していると。それはどういったことを言っているかということ、やはり情報

公開のあり方が違うのではないかと。今のこれだけ政府も巻き込んでいじめのこと、自殺のこととか出て、これだけ出ているのに、日本がこれだけ少ないというのは、僕、ちょっと考え方的にも難しいのかなと思うんですね。

これで1件というふうに出てきましたけれども、先ほど教育長が言われましたように、年1回、そういうふうにと調べると。私、各調べたら、今進んでいるところでは年2回、無記名で生徒にアンケートをとるらしいです。それで、その自治体がこれはいじめだろうというようなことのガイドラインを引き、それを振り分けて対策するという方向にあるらしいです。これがいじめがそれで対応していくというようなところが、今一番先進のところなんではないかなと思うんですね。

いじめの理論というふうにとらえると、私は正直言って、ほとんどいじめがないということ自体が異常な世の中だと思うんですよ。人というのはおもしろいですね。やはり集団になれば本能的にそういうところが出てくるのかなと。これは過去も、昔も今もそういったところなんですね。ただ、私が今考えているのは、そういったことで例えば命を落としたり、心に本当に傷が残って学校に来られなくなったり、こういうものをだれがその人を助けてあげるのかということですね。じゃ、答えは皆さん、親なのか。親だとしましょう。じゃ、親がもしできなかつたらだれがやるんですかね。これ、皆さん、地域の大人だったり、昔は地域の大人だったりがしてくれたんですけれども、今はやはり教育委員会、教育関係、そしてまたここにいる皆さん、町を運営している方々が責任があるのではないかなと思うんですね。

このいじめの考え方、今教育長がこういうふうに対策をしていると。僕は、じゃ、1つ聞きたいんですね。年1回の調査で十分だろうか。これ、先ほど言いました、文部科学省の流れはそういう考え方からそれを検討していきたいと。私はこう思っているんですよ。いじめとかこういうものに本気で対応していくんだったら、どういう姿勢が大切なのか。そして、いじめについてどのような観点でとらえているのかという考えをひとつお聞きしたいなと思っています。これはこうやっていくということじゃなくて、自分の考えで構わないと思うんですね。なぜかという、いじめのことに関してだけは、人間がだれかが考えて、その方向性に向かっていかない限り、なくすということは難しいけれども、一つの答えを出さなくてはいけないんですね。

だからぜひ、私、就任したばかりで本当に申しわけないけれども、いじめについての考えをぜひお聞きしたいと。その前提というのは、できるだけこのすばらしい鏡石町の教育、これだけ子供の多い町のところで、すばらしい人材が教育によって育てられて、登校拒否や各々の問題、学校の中の問題をやはり少しずつ少しずつ直していくと。直していても直していても、問題は出てくるでしょう。それでもやはり直していく必要があると、そういう姿勢が僕、大切だと思うんですね。そのお考えをひとついじめについてお聞きしたいと思

うんです。考えで構いません。それを私、実際やれだとかやらないとかというのはまた別の問題だと思っているんですね。なぜ私こういう質問をするかということ、先ほど木原議員言われましたよね。やはり先ほど執行部の方が検討しますという話したときに、検討ではやはり彼はわからないということだと思っんですね。そうしたら課長がすばらしい答弁、本当に私らがわかりやすい答弁をしてくれたんだと思いますね。

だから、例えば少しずつ出てきたいじめに關しての考えと、そういうものに対してどうこれから対応していくかという考えをひとつお聞きしたいと思います。

2番目の学校給食については、すごい各自治体に取り組んでいます。少し読ませてもらいます。

家計にゆとりがあるのに給食費を払わない保護者がふえている。余りの悪質ぶりに法的処置をとる自治体が相次いでいます。未納分を学校側が立てかえたり、給食の質や量を下げた対応している事実は、教育界では公然の秘密。生活保護に上積みされた給食費を別の出費に流用する保護者もいるので驚く。

皆さんからすれば、高級車を乗り回し、携帯電話に何万円も払っているのに、給食費を払わない保護者がいると思っています。

文部科学省にはこんな報告が相次いで寄せられている今、外車に乗るような世帯だけではなく、国や自治体は所得により生活保護に給食費分を上乗せして支給しているが、それでも給食費を滞納する保護者が多いという。

先ほど教育長が言われたように、宇都宮では5月1日時点で702人分の給食費が3カ月以上未納で、滞納金は3,290万円ありました。中学校21校中20校、小学校59校中40校で未納者がいました。宇都宮の場合は、未納者がいない学校の方が少なかったと。前も話した北海道のところでは、私たちと同じ1万2,000人ぐらいの町なんですが、滞納者がいるから、子供には罪はないから、給食費を税金で賄ったと。佐賀県のある自治体では、給食費の納付を約束する保証人つきの確約書を全保護者に求めた。が、これは昨年度で廃止し、山梨県のある自治体では、連絡なしに滞納した場合は給食停止という同意書を保護者に出させた。これ、皆さん、まだ数々多いんですね。本当に数々多いんですが、ただ、この自治体はそういう問題に対して、これ鏡石は少ないと言われるかもしれない。そういう問題に対して自分らで1回答えを出しているんですね。答えを出して、保護者の方に理解をもらっている。

私ね、教育長、たしかこれから給食費のことは、鏡石町は子供が多いから、何らかの政策を打たないと、絶対にこの未納はふえてくると思う。なぜかということ、私が1つ聞いた例ね、皆さん。鏡石の中で、これ本当、よくないなと。ある家に訪ねたんですって、皆さん。そして、こういう言葉が返ってきたんです。親が、小学校のときも一回も払っていないのに、なぜ中学校でも払わなくちゃいけないんだという親がいらっしたんですね。皆さんから

すれば、モラルの低下と言われるかもしれません。じゃ、そういう親の方に皆さんどうするんですか。払わないままで、それ言われたままでよろしいんですか。私は、皆さん、フェアじゃないと思いますよ。じゃ、払っている人はどうなんですか。私、これはもし未納をなくすにしてもなくさないにしても、何らかの対応策と自分らの答えを一度出さない限りは、ああいつて払わない方々もやはり変わっていかないんじゃないかと思う。そういう方々には集まってもらって、うまくコーチングというか、教育を施すという言い方は失礼だけれども、いろいろ話してわかってもらうということもすごく大切だと思うんですね。

ただ、私、何回も言いますがけれども、鏡石町は本当に子供が多いんですよ、皆さん。子供にかける政策も非常に充実しているんです。けれど、この給食費の未納のことは、かなりの親が今少しずつ声に出し始めています。こういうことを言う親がいますね。私たちが払っているお金で払っていない子供の給食費を担っているんじゃないかと。それだったらフェアじゃありませんよと。何らかの対処をすべきだと。何らかの政策を出すべきだと。そういう親もいらっしゃる。それは、私、言われることもわかるんです。もう言われるそのままのとおりです。それ、何かと似ていませんか、皆さん。年金の未納とよく似ていましたね。若い人が年金のことでお金を払わなかったのはなぜでしょうか、皆さん。先行きがどうなるかわからないからですね。そういうものに対してはお金を払わないと。そういうことと何か給食費のことに關しては、払わない人もいるんだったら、私も払わなくてもいいのかと。そういうことになってくるんですね。

だから、ぜひ教育長、教育委員会でぜひこの未納のことについてのやはり先を読んで、こういうものに対してどうするのかと。先ほども僕1つ聞きましたけれども、未納になっている部分はだれが払っている、調整しているのはほかの税金で賄っているのかということなんですか。それを1つお聞きします。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 3番議員の再質問についてご答弁申し上げます。

最初にいじめについてでございますけれども、最初にいじめの中で調査については1回で十分かという質問がございました。これについては、17年度までは1回、今年度については2回実施してございます。19年度以降とそれからについては、県の方の統一の調査、それから町独自にやるかどうか、その辺は検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、いじめに対する姿勢、考え方でございますけれども、どちらかという、今までのいじめというのについての学校といいますか先生の考え方は、基本的にいじめはないもんだという考え方があったんだろうと思います。あれだけの大人数で児童・生徒が集団生活

していますので、いじめというのは十分あり得るものだというふうに考え方を私どもしておりますし、そういう考え方の中で教師の方も考えてほしいということをお話ししております。

それから、いじめが起きた場合の対応でございますけれども、学年の担当の先生が1人で担当するというのではなくて、やはりいじめについての対応の仕方では一番重要なのは初期の対応の仕方だと思っております。ですから、初期対応をおくらせればおくらせるほど非常に問題が複雑になってくるということでございますので、初期対応を速やかに、それから1人で対応するのではなくて、いじめが起きた場合については学年主任なり、場合によっては校長まで含めて学校全体でその生徒ないしいじめた側、いじめられた側に対応するという、そういったやり方をするというを学校の先生全体が同じ意識を持つということに対応することが必要だろうというふうに思っています。そういうことで、学校の方には学校訪問をしながら、そういったことを伝えてございます。

それから、学校給食費についてでございますけれども、今全国で調査をしておりますので、それについての多分報告があつてということで多分来るとは思いますが、これについても私どもの方から対応策、または未納、それから滞納金についての対応の指針、そういったものをつくってもらうように、こちらとしてもお願いするようにしたいと思いますけれども、保護者の方には引き続きこういったことのないように、いろんな機会をとらえてお願いをしようというふうには思っております。

それから、会計関係でございますけれども、年間の収入金額と総支出金額を同じにするということでございますけれども、これはある程度年度末に収入金額で支出ができるような形で調整をしながら、年度末でお支払いできるようにという形でありますので、ですから、未納者それから滞納している保護者の分、そういう保護者については入ってきませんので、その点についてはその分を入れないでも支出できるような形でのやりくりをしているというのが実態でございます。

以上、再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 3番、今駒君の再々質問の発言を許します。

〔3番 今駒隆幸君 登壇〕

3番（今駒隆幸君） すみません、皆さん、長々と。

いじめのことはよくわかりました。その姿勢もわかりましたし、大切なのは、本当に初期段階でどういうふうに対応していくかということなんですね。先ほども何回も私言いますけれども、私らが小学生で受けたときのことが絶対二度とないように、やはりあってほしいなと思うんですね。だから、ぜひそれは私も教育関係の方によく聞き、そういうのがどういうふうにもみんなで対応できるか。これはここだけじゃなくて、みんなでそれにどういうふうに対応できるかという知らせる行為も大切だと思いますし、やはりそういう教育のできる町が

構築できたらと私っております。

給食費の問題、1点だけちょっと質問させてもらうんですけども、私、皆さんも聞いてほしいんですけども、そういうふうにと考えると、最後の支払いのことを考えると、じゃ、それだったらもらい過ぎじゃないかというふうにとらえる場合も僕はあるんですよ。じゃ、多くもらっているんじゃないかと、みんなから。これ考え方の違いなんですけれども、今若い人はやはり正直言ってお金ないですよ、子育てする世代からすると。それだったらちょっとそれを下げるべきじゃないかということも言いたくなるわけですね。だから、僕がやはり本当に大切、今の話の中で聞いていると、やはりできるだけフェアにするにはどうすべきかということなんです。やはり私がもし今話を聞いていると、皆さんから少し多くもらって、その分未納の分だけを払っているというふうにもとらえなくもないわけですね。

だから、ぜひ、教育長、これは僕、もしそうであるならば、そのやはりお金の集め方は僕は違うと思うのね。やはり未納分は未納分でそれをしっかりどう対応していくか、どう自分らで答えを出していくかということが大切なんです。そこで、いつも何とかするという考えだから、絶対にこれはなくならないと思うのね。これはすごく大変な努力しているのはわかるの。学校の先生とか自分らでお金出したりしてやっていたわけだから。ある高校では、もう3分の1がみんなシングルマザーで、ほとんど給食費も払わないと。先生がみんな持って出しているという問題もいっぱいある、やはり。だから、これ、教育長、すぐには改善できないの私わかっているんです。だけど、こういうものに関してしっかり保護者、親にも説明をし、払っている親にも説明し、こういうものをどうしていくかということをやったりすべきだと思うんです。これ、やはり私、教育長、一つだけ聞きますけれども、やはり収入、取る分がそう考えると、僕は多過ぎるんじゃないかと。なぜかという、払わない人がいるからそれを充てているということになるんじゃないですか。これ1点だけお聞きしまして終わります。

議長（菊地栄助君） 再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 3番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

今議員の方からありましたように、最終的には収入金額と支出金額、その中で滞納額があるわけですから、そのようなこともとられると思います。今まで、ここ多分10年ぐらいいろんな状況になっていると思いますけれども、これからそれぞれの学校のPTA会とかそういった会を通じながら、保護者に直接訴えながら、未納または滞納金をなくすように努力しながら、または未納があった場合について、滞納があった場合について、そういった保護者についてはいろいろな手段をとらえて対応していきたいと思っております。

〔「もっとまじな答弁。それじゃおかしいよ」の声あり〕

議長（菊地栄助君） あなたが納得しないといっても、こっちが納得すれば。間違えない出よ。一般質問こっちがやっているんだから。

3番、今駒隆幸君の一般質問はこれまでとします。

円谷寅三郎君

議長（菊地栄助君） 次に、通告があります。13番、円谷寅三郎君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寅三郎君。

〔13番 円谷寅三郎君 登壇〕

13番（円谷寅三郎君） 13番の円谷寅三郎です。通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

私の質問は、まず最初に1番、小企業無担保無保証人融資制度の運用策についてであります。

1つには、町内小企業商店は売り上げが減少するなど、政府の言う景気拡大が続くとの発表と反対の実態がある。せっかくの制度が活用されていない。今のままでよいのか。町は対応策を考えているのか。

2つ目には、窓口が銀行任せになっている取扱機関貸付金900万円がむだになっているのではないかと。銀行窓口への申し込みは年に何件ぐらいあったのか。調査はされているのか。また、どのように銀行との話を行っているのか。

3つ目に、融資制度の利用について、町内企業、商店街の周知徹底はされているのかについてお尋ねいたします。

中小業者の置かれている厳しい状況はご存じであると思いますが、国は現在の景気はいざなぎ景気に次ぐなどと言われていますが、大企業だけの話であって、景気のレベルが全く違う話であります。国民の懐は寂しい限りであります。全く景気のよいなどという実感は私たちはないのであります。今リストラや、今言われているワーキングプアという流行語に挙げられているように、我が国は労働者派遣法などによって人件費の安い派遣労働者を使い、大企業の要求で99年には原則自由化。2004年には製造業にも解禁されて、ほぼ全業種で直接雇用の原則が壊されてきております。我が国の労働市場は、国の規制緩和によってニートやフリーターなど不安定な就労者によって大企業が栄えているものであって、労働者の置かれている立場は今8年間にも及んで民間給与が下がり続けているという寂しい実態があります。このことが商店街や中小企業が苦しんでいる状況につながっているのだと思います。

全国商工団体というのがありまして、中小工業研究所の動向調査では、このほど2006年

の9月に実施した下期は、前年度期に比べて約6割の業者が売り上げや利益が減少したと答えているということであります。今年の上期においては、経営が成り立ち、立ち直りを見せているとした結果が一転して悪化に進んでいるという結果になっています。このことは、長引く不況が現在も続いているということを示しているものだと思います。中小企業は、大変な困難を強いられていることになっておるわけであります。

また、格差社会が続き、大企業はもうかるが中小企業には反映しない、分断された実態があらわれていると思います。鏡石町でも売り上げの減少などによって経営が成り立たず、廃業に追いやられる業者も出ています。空き店舗も目立ってきております。町は商店街の活性化対策など、あるいは空き店舗対策などに取り組んではいますが、町にせっきく実現された小企業の無担保無保証人制度が利用されない、役立たない、こういう町民のためにならない実態があると思います。何年も同じような状態が続いておりますので、この点について貸付銀行の窓口になっていること、これが借りにくい現状になっていると思います。町は決して財政が豊かではないはずであります。取扱機関の貸付金900万円は、利用されなければむだになっているわけであります。銀行がこの900万円をただで利用されている、こういう結果になるわけであります。私は、こういうことをどのように活用されるのか、その方法についてお尋ねするわけでありますが、私たちが銀行にこの制度を利用しようとして行ってみても、銀行ではその借りようとする人の利用状況を調べたり、ほかに別な制度があるということで、これを利用したらどうですかということで、結局は高い利子を払わざるを得ない、こういうことになってしまうわけであります。

お伺いいたしますが、銀行窓口への申込件数は何件ぐらいあったのか。調査はされているのか。さらには、融資制度の利用について、町内企業が利用できるように銀行とどのような話し合いが行われてきているのか。銀行任せなのか。融資制度についての町内企業に商店街への周知徹底はどのようにされているのかをお尋ねいたします。

次に、児童虐待の対応策についてであります。

先ほど今駒議員からもいじめについての質問がありましたが、今大変虐待やいじめについて社会問題になっております。私は、虐待についてをお尋ねするわけでありますが、秋田県での農業用水で見つかった虐待殺害事件や、県内でも泉崎の事件など、連日マスコミ等で痛ましい事件が報道されています。子供が一番安心できるところが家庭であります。子供の安全を守ってくれるのが両親であるべきなのに、自分の命を守る立場の親から虐待を受けるのですから、やりきれない思いがいたします。秋田の場合などでは、保育所や福祉事務所などで虐待の兆候やシグナルがあったのに、関係機関が情報を1つに集約するなど、虐待の防止体制が機能されなかった実態が浮かび上がっております。

いじめや虐待に取り組んでいるある学者の話でも、いじめの多い学校ほど不登校が少ない

と発言しております。このことはどういうことかという、早期にいじめを発見し、それに対応しているために、不登校も少ないということでもあります。虐待についても、これは家庭内で起こる、なかなか表にあらわれない問題であります。虐待についても、早期にそうしたシグナルがあった場合など、発見し、対応すれば、事件につながらない、こういうことになるのだと思います。町の連絡体制、対応策についてお伺いしたいと思います。

先ほど秋田県のお話をしましたが、秋田県では2005年度に2,402件の虐待の通報があったということでもあります。また、大仙市の南児童相談所では、2005年度に446件の虐待の相談、通報があったということでもあります。鏡石町では今までに2005年度、あるいは今年度においてもこのような相談はあって、どのように対応したのか。また、このような虐待の通報や相談は全くなかったのかお尋ねしたいと思います。

3番目の障害児童の町施設への入学についての考えについてであります。

国の障害者自立法によって、負担増があり、困難をもたらされています。私は、身体不自由児、車いす利用の町内施設の入学を希望する人への取り扱いについての考え方。2つ目に、町内の学校等に入学する場合、バリアフリー等施設問題など、どんなものが考えられるのか。また、地域活性化事業などの町が対応する場合、どんな補助があるのかについてお尋ねするものであります。

国の障害者自立支援法ができたのに、障害者が困難をもたらされている。障害者の自立支援を目的に、身体、知的、精神などへの障害の種類で福祉サービスを一元化しました。原則として、利用する福祉サービスにその費用の1割を障害者が自己負担する項目が盛り込まれました。小規模作業所への補助削減で運営が成り立たないなど、閉鎖や利用料の値上げをせざるを得ない状況に追い込まれていると言われております。作業所通いをやめてしまったなど、障害者に痛みをもたらされています。県内でも郡山市の精神障害者養鶏作業所、インマヌエルという共同作業所では、光熱費や水道代が捻出できないために3月に閉鎖されるなど、県内各地で自宅待機など対応に困惑していると言われております。障害者に対する国の厳しい対応の中で、私が今回お尋ねをいたしますのは、3障害がありますが、身体的不自由なために歩行が困難な方に、そして子供さん、親御さんの気持ちをかなえ、町内の学校で皆さんと一緒に学びたいというその願いに、町はどうこたえられるのかお尋ねいたします。このような受け入れをする場合に、可能なかどうか。また、施設の問題や対応策があるのか。教職員の問題あるいはバリアフリーの問題などについてお尋ねをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番、円谷寅三郎議員の質問にお答えいたします。

1番の小企業無担保無保証人融資制度の運用についての1)についてお答えをいたします。

現在、町内中小企業者の安定的な経営に必要な資金確保のため、町独自の資金制度として、経営合理化資金並びに小企業無担保無保証人融資資金があり、政府系金融機関や県の制度資金を含め、7つの制度資金に対して利子補給を実施しております。制度資金の利用状況でございますが、利子補給の実績で比較しますと、一時期100件を切っていた件数が、今年度122件と増加しており、有効に利用されていると考えております。しかし、小企業者経営改善資金や町経営合理化資金、公庫普通貸し付けの利用件数が多く、小企業無担保無保証人融資につきましては、ほとんど新規利用されていない状況であります。経営者にとって希望する制度資金を利用できることが一番でありますので、商工会、各金融機関を通じて小企業無担保無保証人融資の利用促進に努めてまいりたいと思います。

私からは以上でございますが、その他につきましては担当課長等の方からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番議員の3番の障害児童の町施設への入学についてご答弁申し上げます。

最初の身体不自由児、車いす利用の町内施設への入学を希望する人についての考え方でありまして、肢体不自由で車いすを利用している子供の保育所や幼稚園、または小・中学校へ入学等の希望があった場合の受け入れにつきましては、これまで保育所において実績があるところでございます。小・中学校では車いす対応での希望につきましてはこれまでありませんでしたが、来年度小学校への入学を希望する家庭があり、受け入れの準備として、施設改修のための設計予算を計上したところでございます。今後も希望があった場合には、できる限り受け入れできるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、2)のバリアフリー等の施設の問題、また地域生活事業などの補助金等についてでございますが、肢体不自由で車いすを使用する場合は施設の改修が必要となります。出入口の段差の解消、トイレの改修、階段の昇降対策などが必要となりますが、現在、施設の中で対応できるものとできないものがあり、その費用負担が課題となります。鏡石町地域生活支援事業は、自宅の改修などは補助金の対象となりますが、学校等の改修や学校生活で使用するものについては対象外となっております。肢体不自由で身辺自立ができない児童を受け入れる場合の問題としましては、介助員の設置が必要となり、経費の負担が出てくることとなります。

以上、ご答弁申し上げます。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 13番議員の質問にご答弁申し上げます。

大きな2番の児童虐待の対応についてでありますけれども、1)の児童虐待の未然防止のための連絡体制、町の対応策はどのようになっているかについてでありますけれども、虐待から児童を守ることを目的としました児童虐待の防止に関する法律が平成16年10月に改正施行されました。この法律改正によりまして、児童虐待の早期発見、通告義務、国及び地方公共団体の責務が明記されております。その中で、我が町の対応としましては、法律施行後の12月17日に町内の教育機関、保育所、民生委員、さらには県中保健福祉事務所などにより児童虐待防止の研究会を開催すると同時に、児童虐待の防止と早期発見を目的に、同じ構成機関によりまして鏡石町児童虐待防止連絡協議会を立ち上げ、対応しているところであります。

次の2)でございますけれども、本町での相談、対応事例があるのか。また、どう対応したのか。また、問題はなかったのかについてでありますけれども、我が町におきまして、これまで住民や教育機関などからの通報などによりまして、虐待の状況把握と確認を行って、児童の生命にかかわると思われる事例につきましては、児童相談所の保護を求めたケースもございます。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） 13番議員のご質問にご答弁申し上げます。

1番の小企業無担保無保証人融資制度の運用策についての2)窓口は銀行任せになっている等についての質問にお答えいたします。

鏡石町小企業無担保無保証人融資につきましては、町内取り扱い3金融機関に各300万円を預託し、制度資金の活用についてお願いしているところでございます。資金利用の実績としまして、ここ数年間の利用者はなく、今年度の上半期は1件でありました。利用者が少ない理由といたしましては、同じ無担保無保証人の制度である国民生活金融公庫の小企業等経営改善資金を利用する方が多いこと。また、町の小企業無担保無保証人融資制度では希望している金額まで借り入れすることが困難であるため、ほかの制度資金等に振りかえられているためと考えられております。これらの審査につきましては、専門的な知識に基づき、厳正かつ適正に各金融機関及び福島県信用保証協会で行っております。制度資金の個別の申し込み件数については全体を把握しておりませんが、各金融機関の融資相談の中で、申込者がどの制度資金が利用可能で、また有利であるかを検討し、該当させておると聞いております。

各金融機関へは、毎年度当初、預託契約を締結する際に積極的な活用をお願いしており、今後も引き続き要請してまいりたいと思っております。

次に、3)の融資制度利用について、町内企業商店等への周知徹底されているのかについてのご質問にお答えいたします。

現在、町内金融機関に対して、預託契約締結時や機会あるたびに、利子補給制度も含めPRし、利用していただくようお願いしております。さらに商工会では、国民金融公庫による小企業者経営改善資金等の説明、相談会を隣接する5商工会連携によります岩瀬管内商工会広域連携協議会が主体となり、年3回ほど実施しております。

この周知方法としまして、全会員への通知や新聞折り込みによる広報をしておりますので、あわせて融資制度の運用策につきまして、連携を図りながら町内中小企業者へのPRに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長(菊地栄助君) 13番、円谷寅三郎君の再質問の発言を許します。

(13番 円谷寅三郎君 登壇)

13番(円谷寅三郎君) 再質問を行いたいと思います。

1番の小企業無担保無保証人融資制度の運用策について答弁いただいたわけでありませけれども、各種の利子補給制度がありまして、122件の利用があつて、無担保無保証人制度については今年上に1件だけということではありますが、申込件数の実態については調査していないということではありますが、せっかく1つの銀行に300万円ずつ提出してあるわけでありますから、その実態は調べていただきたいと思うわけであります。

また、銀行とどのような話し合いをしているのかについては答弁はなかったんだと思いますが、対応策について何を考えているのか、どのような方策を考えているのか、再度お尋ねいたします。

児童虐待の対応策についてであります。今答弁ありましたように、昨年4月に施行された改正児童法によって、答弁の中で今ありましたように、さまざまな研究会あるいは連絡会は鏡石につくられているということではありますが、これは児童虐待の対策の地域組織として、児童虐待の早期発見、保護を目的に、市町村や学校、医療機関などで行く児童の虐待組織としての問題かと思ひますが、今の連絡会や協議会は、要保護児童対策地域協議会というものがありますが、このような内容のものなのか。また、児童虐待防止ネットワークがありますが、このような組織によって、参加することによって、関係機関が守秘義務が生じる。情報の共有ができるために、円滑にできるということではありますが、答弁いただきました連絡会や協議会、研究会は、こうした地域対策協議会と、こういうものに当たるのかどうか。今全国でもこうした組織は未組織というところが3割以上あると言われております。

また、虐待に対応する児童福祉士、児童心理士は何人で対応されているのかなどについてお伺いしたいと思います。児童心理士については鏡石町内だけの問題ではないかと思いますが、予算も伴うものだと思いますが、この点についてもお尋ねいたします。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

産業課長（小林政次君） 13番議員の再質問にご答弁申し上げます。

初めに、金融機関の実態調査をすべきであるということでございますが、これにつきましては今後実態調査を進めていきたいと思っております。

それから、周知の対応策等でございますが、先ほども申し上げましたけれども、町内金融機関に対しましては預託契約の締結時、このときに話をしております、PRをお願いしております。また、商工会と連携をとりまして、商工会の金融公庫の一日相談がありますけれども、その際のPRと同時にこちらの制度につきましてのPRをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 13番議員の再質問にご答弁申し上げます。

先ほど申し上げました連絡会議の件でございますけれども、この組織の位置づけでございますけれども、この位置づけについては、国で言われます虐待防止のネットワークということでの位置づけになってございます。そういった中で、県内で以前も発表されたと思うんですけども、14年からこういったネットワークが各町村で設立されてございます。一番初めには郡山市ということで、平成14年と。鏡石町においては、先ほど申し上げました16年に設置されたということで、現在17年までの中では16市町村がこういったネットワークに設置されていると。その中の一つであるということでもあります。

次に、児童福祉士の問題、さらには心理士の件でございますが、福祉課の中にはそういった職員はございませんので、この部分については、保健師も含めまして、さらには県中保健事務所、そして児童相談所、こういった知恵をかりながら対応しているところであります。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 13番、円谷寅三郎君の一般質問はこれまでとします。

ここで議事の都合上、昼食を挟み、午後1時まで休議いたします。

休議 午前11時58分

開議 午後 1時00分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

〔発言する者あり〕

議長（菊地栄助君） 一般質問が終わってからお話ししたいと思います。

根本重郎君

議長（菊地栄助君） 次に、通告があります。4番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

4番、根本君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 4番の根本であります。7人の通告者の中で4番目に質問に入らせていただきます。

その前に、去る10月12日に研修先において突然死去されました町代表監査委員、故荻原文博氏の町政発展に対し並々ならぬご尽力を賜りましたことに対しまして、心より哀悼の誠をささげます。

明日、12月8日は、さきの大戦の開戦の日であります。当時の時代背景からすると、避けて通ることができなく、突き進んでいかざるを得なかったのかなと思っております。過日、靖国神社へ参拝をする機会がありました。靖国神社のこととなりますと、国内外からいろんな意見、感情があります。それぞれの歴史観が異なることかと感じます。国のため、国を思い、家族を思い、とうとい命をなくされた人々に対しまして、素直な気持ちで参拝をしてみました。改めて戦争の悲惨さを感じ得たわけであります。行き帰りの中で見た都市部の発展は、すさまじいものを感じられました。高層ビルの屋根には幾つもの巨大クレーンがあり、開発ラッシュが盛んであるとの印象を与え、都市と地方経済の違いをまざまざと実感したわけであります。

そんな中で、これから平成19年度の予算を各自治体が組んでいくわけでありますが、地方交付税などが減少する中で、厳しい地方自治の財政運営をするわけであります。我が町の予算の中で、公共事業関係、教育関係、福祉関係での重点施策にはどのようなことがあるのか。また、これから多くの資金がかかるとされる今出ダムの利水計画。12月5日付の民報、民友の各新聞に、県中地域水道用水供給企業団企業長の加納石川町長は、事業着手は慎重にとの考えをしたと載っておりました。今までの関係近隣市町村の流れをとらえてみますと、相当雲行きが怪しくなってきたなと思うわけであります。12月5日の一般会計補正の中でも346万円の補正がありました。当初の560万円が906万円にふえたわけであります。着手の見

込みがないまま、金だけは払わされる状態が続くのには懸念があります。そこで、この計画から離脱をして新しい水資源の確保に向かうことができないものかどうかもお伺いをいたすものであります。

次に、教育についてであります。

過去にも数回質問をいたしました、その後も全国でいじめ等による子供の事件、事故が後を絶たないわけでありまして。いつ、どこで、何があっても不思議でない社会であります。そこで、以下のことについてお伺いをいたします。

1) いわゆるいじめとはどのようなものなのか。

2)、3)は今駒議員、円谷寅三郎議員の中に質問がありましたので、この2つの質問は省かせていただきます。答弁なくて結構であります。

4)の全国で数多くあるいじめ等の事件報道に対し、子供たちへはどのように説明をしているのか。

5)中学校の部活の時間は何時間ぐらいあるのか。また、登校から下校までに学校にはどれくらい、何時間くらいいるのかをお伺いいたします。

次に、大きい3番であります。認知症の問題についてであります。

これからますます高齢化が進む中で、社会問題化している認知症について、次の点についてお伺いをいたします。

1) いわゆる認知症とはどのようなことをさしているのか。

2) 認知症であると思われる方は我が町に何名ぐらいいるということをとらえているのか。

3) 認知症への行政でできる対応策があると思いますけれども、どのようなものが考えられるのか。

4) 認知症にならない予防策は何が考えられるか。また、どのような指導をしていくのか。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長(菊地栄助君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長(木賊政雄君) 4番、根本重郎議員の質問にお答えをいたします。

1番の平成19年度予算のご質問にお答え申し上げます。

国においては、地方団体の自助努力を促すことにより地方歳出の削減に取り組むこととし、地方公務員人件費や地方単独事業等の徹底した見直しによって、地方財政計画の歳出規模を抑制するとされております。また、平成19年度仮試算においても地方交付税の額は対前年比2.5%減とされ、来年度も引き続き厳しい財政運営が避けられない状況にあります。町においては、11月28日に予算編成説明会を開催し、現在限られた財源の中で予算編成に着手し

たところであります。

19年度の重点施策については、予算編成の中でありますので、継続事業として次の事業を計画しております。

公共工事関係につきましては、地方道路整備臨時交付金事業、圃場整備事業、公共下水道事業等の事業を予定しております。教育関係につきましては、義務教育の振興事業、幼児教育の充実、生涯学習事業を予定しております。また、福祉関係につきましては、介護保険事業、高齢者福祉事業、児童福祉事業、心身障害者福祉事業を予定しております。

なお、来年度は町制施行45周年に当たりますので、厳しい財政状況の中ではありますけれども、記念事業を計画したいと考えております。

さらに、県中地域水道用水供給事業につきましては、離脱をして新たな用水のあり方を探るべきだというようなお話がございましたけれども、現在、構成団体において財政の悪化と社会経済情勢等の変化に伴う事情変化が生じていることから、本事業の着手は慎重にすべきと考えているところでございます。今後、各構成団体及び関係機関と十分協議を行い、本事業の取り扱いについて検討していきたいと考えております。

私からは以上でございますが、ほかの質問については担当課長等の方からお答えをいたさせます。

議長（菊地栄助君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） それでは、4番議員の質問にご答弁申し上げます。

教育についてのいじめとは何かということでございますけれども、いじめの定義につきましては、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものと言われております。また、そのいじめが起こった場所については、学校の内外を問わないとされております。

次に、4番の事件報道を子供たちへどのように説明しているかということでございますけれども、今回の報道につきましては、改めていじめは許されない行為であること、人の命はかけがえのないものであり、傷つけてはならないこと、自分の命も大切にしなければならないこと、1人では悩まず、だれかと話をする、さらにはいじめを見た人は勇気を出して大人に知らせることなどを学校の朝の会、さらには帰りの会、また道徳の時間などを利用して話をしたところでございます。

次に、部活動の時間及び学校で過ごす時間についてであります。部活動の時間につきましては夏場と冬場とで若干異なりますけれども、夏場で3時間、冬場で2時間程度でございます。また、大会日程に応じた朝の練習を30分から40分行う部もでございます。さらに、土曜日と日曜日につきましては、1週間の中で休みの日を1日設定することで、通常時間の練

習を行っております。

登校から下校まで学校で過ごす時間とのことですが、部活等を含めると、夏場で11時間、冬場で10時間程度になります。

以上、ご答弁申し上げます。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

大きい3番の認知症についてでございますけれども、1)の認知症とは何かということでございますけれども、認知症とは一たん発達した知識、知能が低下しまして、社会生活や職業生活に支障を来しているという状態のことです。原因としましては、脳血管性の認知症と脳の変性疾患による、いわゆるアルツハイマー型の認知症が代表的なものとして挙げられております。

次に、2)の認知症と思われる人は何名くらいいるのかということですが、65歳以上の認知症高齢者の推計ということにつきましては、厚生労働省の人口問題研究所などによりますと、高齢者の、いわゆる65歳以上の6%から7%と考えられております。さらに平成32年には8から9%の出現率ということで予測しております。

次に、3)の行政の対応はどうあるべきか、さらに4)の認知症にならない予防対策は何かあるのか、またどのような指導をしていくのかということですが、本年4月からスタートしました第3期介護保険では、介護予防を重視しました制度となり、町の総合健診の中でも65歳以上の高齢者を対象にしました介護予防検診を実施し、要支援、要介護になるおそれのある、いわゆる特定高齢者の把握と介護予防につないでいくということにしておりますけれども、認知症のよりよい効果的な予防を進めるために、現在、県におきまして市町村モデル事業というものを県内8市町村で実施しております。これを平成20年度からこのモデル事業を参考にしまして、認知症予防プログラム事業として認知症予防の指導を実施することになっております。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

根本重郎君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

1点だけ再質問をさせていただきます。

それは、2番の中にある5)の部活の問題というか課題でありますけれども、今教育長の答弁の中では3時間くらいと、冬は2時間。あるいは学校にいる時間は夏は11時間、冬は

10時間という答えでありましたけれども、つい最近、秋前ころまでは、朝6時というと明るいんで、そのころには子供たちが自転車で登校している方も、方角はいろいろあるんですけども、それぞれにやはりおりました。朝6時から行くと、10時間という午後4時ということになります。11時間でも5時ですけども、5時に帰る子供たちはまずいないと思うんですよ。そうすると、いる時間がやはり6、7、8と。となると、今言われた時間帯とは少しずれがあるのではないかなというふうにも考えております。

というのは、今、教員はなぜ忙しいのかというレポートがあるんですよ。いろんな方が言っている方があるんですけども、1人の方は原田隆史さんという方で、この方は20年間大阪の公立中学校の体育教師、要するに2003年までで、その後をやめまして、今「大人が変わる生活指導」という本も出版しているんですけども、この方を全国の経営者の方がぜひ話を聞きたいということで、経営者が最も会いたがるカリスマ体育教師。3年間で180社、4万人に元気を与えたと。その中で、彼が指導していました陸上競技部、中学校ですね、7年間で13回の日本一をなし遂げたというふうな実績を持っている方なんです。ところが、この先生が学校にいる時間は長くて10時間が限度であると言われておりました。そういう中で、いろいろと指導をして、今の実績をとったんだというふうにも思えるんですけども。

また、もう一人の方は、要するに家庭、地域社会、学校が三位一体で子供を育てるべきだと。つまり私が言いたいのは、学校に置く時間もある程度にして、やはり家庭に帰すべきであるというふう考えるわけでありまして。ところが、親は、そうではなくて学校にお願いしたいと。いろいろなことがあると、学校にお願いする。なるべく学校にいて、長い時間置いて指導していただきたいと。しかし、その中で学校に子供たちを置かれると、家庭教育も学校で教えてくださいと。地域にある教育も学校で教えてくださいと。そうすると、教師は学校で教えるもののほかに、地域社会のことも教えなきゃならない、あるいは家庭のことも教えなきゃならない。そうすると、子供と本当になって向き合う時間というのは少なくなって、やはり子供のちょっとした不満とか、あるいはいじめとかの最初のことを見つけられないのではないかなというようなことが言われているわけでありまして。

杉並区立の和田中学校の校長の藤原和博さんという方は、2003年に東京都内で義務教育初の民間人校長になった方でありましてけれども、この方のレポートの中に先ほど言いましたなぜ先生は忙しいんだというようなことが現実としてあると。それと同時に、おもしろいことがあったんですけども、環境問題が大事だといえば環境教育を充実せよという指示が上からおりてくる。IT化に乗りおくれるなという社会的な要請が高まればIT教育。昨今の若者には思いやりが足りないんじゃないかという指摘があると、福祉ボランティア教育。国際化時代といえば英語が小学校の授業にもおりてきて、国際理解教育。少年事件が起これば、心の教育。小学生がウサギを死なせたといえば、命の教育。ニートがふえたといっちはキャ

リア教育。経済感覚やベンチャースピリットが不足しているという指摘があれば、起業家教育や金銭教育。いろんなものが学校に降りかかってきますね。そうすると、やはり先生を楽にするというか、時間的に違う方の方向に行ける時間を先生に与えなきゃならないんじゃないかなと。そうすることによって、本当に子供と接触して、いじめとか、先ほど言いましたような問題がいち早く発見できるんじゃないかなと。本当の意味で先生と子供が話し合えると、向き合えると、授業がわかるようになるというふうなことが言われておりますけれども、今私が言いました、今の中には10時間以上の部活の時間、学校にいる時間があるわけですが、それらを縮めて、そして子供たちは家庭に帰して、家庭で親にやってもらう。うちに帰ってもだれもいなくても、中学生ぐらいになればやはりうちの手伝いとか何かが親が帰るまでできるんじゃないかなと。そういうふうなことは過去の大人たちがやってきたと思うんですよね。そういうふうなことがこれからの教育現場の中で考えられるかどうか、教育長の考えをお聞かせいただきまして、質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 4番議員の再質問に答弁したいと思います。

今、中学校の生徒が長くて10時間が一番よろしいんじゃないかと。あとの時間は家庭に帰って家庭教育をするべきだということで、もっともだと思います。今、まさに教員が非常に忙しいと、忙し過ぎて子供と向き合う時間もとれないということの指摘もそのとおりだと思います。

ただ、部活についても学校教育の一環として実施しておりまして、ご存じのように中学校においてはさまざまな部活動の中で、今月の16日に駅伝大会の全国大会にも出ます。さらにテニス部とかさまざまな実績を残しているのはご存じだと思いますが、その辺、学校の部活の担任の先生、それから子供たちのお互いのコミュニケーションの中で朝早く出たり、あとは遅くなったりということは間々あるんだろうと思いますし、さらに大会が近づくと、自分たちの目標に向けて先生も子供たちもお互いに承知の中で時間が遅くなるということはあると思いますので、その辺は十分ご理解いただきたいと思います。

それから、学校教育とそれから家庭教育、それから地域教育という3者の問題でございますけれども、これは1つだけでは成り立たないものでございますので、学校教育が中心ではあると思いますけれども、一緒に家庭教育もそれから地域も学校教育と相まって、3者有機的に結びつけながら教育というものは進められるべきだろうというふうに思います。

今、4番議員の提案を十分考慮しながら、これから学校等といろいろと協議をしてみたいというふうに思っております。

ありがとうございました。

議長（菊地栄助君） 4番、根本重郎君の一般質問はこれまでといたします。

渡 辺 定 己 君

議長（菊地栄助君） 次に、通告があります。2番、渡辺定己君の一般質問の発言を許します。

2番、渡辺君。

〔2番 渡辺定己君 登壇〕

2番（渡辺定己君） 2006年12月定例会一般質問、5番目に登壇させていただきました。2番議員の渡辺定己であります。

ことしも3週間余を残すだけになってしまいました。振り返ってみますと、年明けから異常気象が続き、冬には寒波、大雪、梅雨時期には長雨、夏には一転して干ばつ、秋には何個かの台風が上陸して多大な被害が発生しました。昨年、常任委員会で視察研修してまいりました中越地震の被災地もことして3回目の冬を迎え、仮設住宅に住んでおられる方々を思うと、胸が締めつけられる思いがします。ことしも豪雪に見舞われ、大変なご苦労をなさるのではないかと恐れ、生活再建への支援が急がれる状況になっております。しかし、国においては国際貢献、人道支援、国際協力と対外に目を向けており、中越地震の被災地のように国内で支援を待っている自治体が数多くあるにもかかわらず、支援がおくれている現状であります。アジア外交を見ても、北朝鮮の拉致問題の進展は見られず、被災地の家族の心境を思いますと、早期解決を望むところですが、9月には5発のミサイルを発射、また、二度にわたる地下核実験の実施と、拉致問題を棚上げし、世界に対し孤立を深めていっております。また、各国からの食糧支援は末端まで行き届かず、食糧難の国民は飢えで苦しみ、冬を迎える電力不足が重なり、ますます暮らしは極限に達している状況で、北朝鮮が今後どのような政策を打ってくるのかが心配になるところであります。

さて、県内のことしの農作物状況を見ますと、水稻においては作況指数96と不良になりました。10アール当たり一、二俵の減収になり、米価の低迷とあわせてダブルパンチではないでしょうか。これも梅雨時期の長雨が影響しているわけであり、そのほかキュウリにも早期に枯れ上がる現象が見られ、やはり減収につながったと聞いております。また、果樹においては、農家の皆様为天候の状況を見ながら手塩にかけて栽培しておりますが、10月に発生した2つの台風が1つとなり、勢力が衰えないまま低気圧となり、暴風により一瞬にして枝折れや落果という被害に見舞われ、農家の方々の苦労は大変ではないでしょうか。

また、環境保全型の防除面においては、農薬の低毒性、散布回数の削減が求められてきた中で、フェロモン剤が導入され、町においてはリンゴ、桃に3カ年ずつの補助をして、ある

一定の効果が見られ、安心していたやさき、1つの問題が片づくとは別の問題が出るように、古代から生き延びてきた炭素病、死滅したと思われたワタアブラムシなどが発生し、新たな課題となっております。その上、ことしは稲、野菜に大発生したカメムシが果樹にも寄生し、大きな被害を出しました。原因としては、異常気象により杉の実が少なく、他の作物に寄生したわけですが、県内の果樹園をつぶさに視察したところ、県北には少なく、県南に多く見られました。来年度に向けた対応としては、県南防除歴の作成には注意を払い、防除方法の見直しが必要ではないかと思われるところであります。

次に、先月行われました出直し知事選挙についてであります。

今回は、東京地検特捜部の捜査が拡大し、県発注工事をめぐる談合事件での前知事の汚職疑惑、任期を2年残しての辞任、また、前回知事選での買収疑惑と混乱続きの県政に対し、早急に正常化をするとともに、二度と過ちを犯さない仕組みづくりの改革のリーダーを選ぶ出直し選挙となりました。結果としまして、他の候補に10万票の大差をつけ、佐藤雄平氏が当選を果たしました。新知事には、失墜した県政の信頼を早急に回復し、混乱を早急に立て直すとともに、全国に誇れる福島県、そして1票に込めた県民の思い、声を胸に刻み、透明度の高い県政を一日でも早く確立してほしいと思うところであります。

次に、今、全国のどこかで起きている子供の虐待、学校でのいじめ問題、予告による中学生の自殺、またいじめが原因で責任を感じて学校長の自殺、これらのことも大きな社会問題であります。3名の議員の質問にもありましたが、今後における教育委員会、関係機関のさらなる指導、調査の必要性が求められるべきではないでしょうか。

教育には、社会教育、学校教育、家庭教育などがありますが、大事なことは自分たちの子供の教育を他人に任せ、学校の先生に任せるなどになっている状況ではないでしょうか。教育長のご答弁にもありましたが、もう一度家庭において子供と話し合う場を持ち、喜び、痛み、苦しみなどについて子供の目線で考え、話し合う時期が来ているのではないのでしょうか。我が町では絶対起こらないという確信はないのですから、町民の皆さんが注意をし、考えていかなければならないのではないのでしょうか。

それでは、通告に基づき質問に入らせていただきます。

日本は人口減少社会に突入し、合計特殊出生率は全国で1.25に対し、本県では1.46と第3位の高い位置にありますが、それでも自然減の状況が続いています。国・県においてはさまざまな施策がとられていますが、それにもかかわらず、少子化に歯どめがかからない現状であります。原因としては、晩婚化の進行などによる未婚の上昇、仕事と子育ての両立の負担感の増大、あるいは子育てそのものが負担と感じているのかもしれない。少子化対策は、こうした要因と背景に対応し、仕事と子育ての両立にかかわる負担感や子育て負担感を緩和、除去し、安心して子育てができるようなさまざまな環境整備を進め、我が町の家庭や子育て

に夢や希望を持つことができる社会づくり、次代を担う子供たちが心身とも健やかに育つことができる社会づくりこそが大事と思うわけでございます。

そこで、1つ目の質問であります。

町としては、少子化対策として乳児及び幼児医療費助成、児童手当など、支給に関する事業を初めとして、保育所運営事業、幼稚園支援事業、放課後児童クラブ事業など、さまざまな子育て支援事業に取り組んでいる現状であります。今後、次代を担う子供対応策としてどのような考えをお持ちなのかお伺いいたします。

2つ目として、妊婦は出産までに毎月の健康診断、検査などの経費がかかるわけであり、ある病院で話を聞いたところ、妊娠10カ月までは月1回の検診、それ以降は毎週検診があるそうです。1回の経費は5,000円から7,000円ぐらいかかり、出産費用のこともあり、出産ぎりぎりまで仕事と両面で頑張っているとのことでした。血液検査2回分は町で負担してくれるそうですが、分娩費用は設備の違いにより各病院によって異なりますが、普通分娩で約45万円、帝王切開で62万円がかかるそうです。出産一時金は10月1日の改正により30万から35万円に引き上げられましたが、妊婦としては安心して出産を迎えるには経費面で不安が残ることには変わりありません。

そこで質問ですが、町としては、財政厳しい状況ではありますが、妊婦に安心して出産に臨んでもらうため、検診等の経費を全額または半額補助することができないかお伺いします。

最後に3つ目として伺います。町で推進しております家族経営協定締結についてですが、農家の後継者、後継者の嫁不足が心配されている現状の中、一つの方策として農家の嫁さんに対し、締結の際に産前産後の育児休暇の項目を取り入れてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上で質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 2番、渡辺議員の質問にお答えいたします。

少子化対策への対応についてのお尋ねでございますが、少子化問題は我が国のあり方が問われている課題であり、この少子化対策に当たっては、国・県、市町村、職域、家族などがそれぞれの責任と役割を持って、子供と家族を大切に作る視点に立って取り組む必要があります。幸い本町においては少子化の中にあっても年少人口割合が県内4番目と恵まれているところでございます。町としましても、これまで国に先駆けて就学前までの乳幼児医療費の無料化や県内第1号としてのつどいの広場の開設、あるいは児童館、そして保育所保育時間の延長、幼稚園の預かり保育の実施、あるいは保育所の分園など可能な限り取り組んでまい

りました。厳しい財政事情の中ではありますが、さらなる事業の充実に努め、でき得る限りの子育て支援に努めてまいりまして、少子化対策の一助としたい考えであります。

次に、妊婦への健康診査等の支援策として考えられないかと、お答えを申し上げます。

妊婦への健康診査については、現在通常の妊婦一般健康診査として、妊娠中の前期に1回と後期に1回の計2回実施しているところであります。ご質問の支援策については、県内の一部市町村においては市町村単独事業として妊産婦の医療費助成事業などを行っているところもあるようであります。財政事情もございしますが、今後検討させていただきたいと思いません。

3番目の町で推進している家族経営協定の中で、農家のお嫁さんの産前産後の休暇の項目を入れてはどうかというご提案でございますが、家族経営協定は、家族一人一人が意欲とやりがいを持って農業を営むことができるように、経営の目標を明確にし、役割分担、休日、労働報酬、ボーナス及び家事分担等についてお互いに話し合い、取り決めた事項を文書にし、協定書を締結するものでございます。現在町内においては10組の協定が結ばれており、今後も引き続き推進してまいりたいと考えております。

さて、家族経営協定については、お互いに話し合いをし、合意の上で取り決めていく家族のルールであります。このことから、内容を画一的に決められるものではございませんが、産前産後の休暇の項目については、働きやすい環境づくりを進める上で大変有効と思われるので、今後協定内容の見直し等の中で当事者に対し、町といたしまして助言、指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 2番、渡辺定己君の再質問の発言を許します。

2番、渡辺君。

〔2番 渡辺定己君 登壇〕

2番（渡辺定己君） ただいま明確なご答弁をいただきました。

この少子化問題に対しましては、薬を飲んだからすぐ効くというわけにもいかず、日ごろの対応、施策が大事になってきます。5年、10年先のことを見据える対策を講じなければいけないと思うわけでありませう。

私は、微力ながら若者たちの育成指導に当たっておりますが、安心して住める、そして安心して子供を産み育てていける環境づくりが私たちに与えられた義務ではないでしょうか。私は、若者が夢を託せる町づくりの実現を信条としております。これらの実現に向かい、取り組んでいきたいと思うところでありますが、執行部の皆様、町行財政まことに厳しい現状であります。町発展のためには子供たちの健全なる出生、育成、教育が大事なことであります。健全育成には、多くの皆様方のご努力、ご協力が必要であります。子供見守り隊など、

数多くのボランティアの方々がご活動しておられますが、県においても我が町は子供の出生率は上位に占められておりますが、さらなる見直し、注意を払い、子供たちの健やかな成長を願い、質問を終わります。

ご答弁は要りません。

議長（菊地栄助君） 2番、渡辺定己君の一般質問はこれまでといたします。

円 谷 寛 君

議長（菊地栄助君） 次に、通告があります。12番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 本定例会の6人目の一般質問をさせていただきます、12番議員の円谷でございます。

およそ800年前に書かれた鴨長明の「方丈記」、あるいは琵琶法師によって語られた「平家物語」については、この内容は仏教の無常観、つまり世の中というのは常に変化をしてやまないという基調に立って、こういう物語が書かれているというふうに思いますけれども、この間我々を取り囲む世界の情勢というものは、大変目まぐるしく変化をしているということを感じをさせられるわけでございます。

10数年前、ソビエト連邦の崩壊によって、世界に敵なしとしてその力を行使をし、物すごい軍事力を背景に世界に君臨をしてきたアメリカのブッシュ政権ではありますけれども、ここに来て大きな陰りがあらわれているように思われます。先日の中選挙では民主党に大敗をいたしまして、国防長官や国連大使を更迭せざるを得なくなりました。さらに、イラク戦争はますます混乱をきわめつつあり、收拾がつかざる状態の中で、戦争に当たってきた国防長官や国連大使というものを更迭せざるを得ない状況になりつつあります。ますます混乱を深めるイラク戦争、さらには民主党が多数派になった議会对策がブッシュ政権の頭を痛めているわけですが、しかし、そればかりではございません。アメリカの裏庭と呼ばれている中南米において、次々と反米左翼政権が誕生しているからであります。中南米主要10カ国中、今や8カ国が反米左派政権であるというふうに言われています。過般のブラジルでルラ大統領が再選をされ、今月3日、投票が行われたベネズエラの大統領選では、反米左派の急先鋒と言われるチャベス氏が3選をされました。それも野党が初めて統一候補を擁立して戦ったわけですが、ダブルスコアに近い得票でチャベス氏が当選をしたわけでございます。ブラジルのルラ大統領もベネズエラのチャベス大統領も、アメリカの押しつける新自由主義政策にはっきりノンと突きつけ、前大統領時代には新自由主義政策によって拡大した貧富の格差と真正面から戦って、貧困層から熱烈に支持をされて当選をしているのでありま

す。アメリカは自分たちの世界支配、収奪の強化のために、新自由主義政策を世界じゅうに拡大強化しようと必死になっておりますけれども、足元から大きくぐらつき始めていると見て間違いありません。

日本にも年次改革要望書なるものを毎年突きつけてきて、これがもとに郵政の民営化も進められたと言われておりますけれども、今はアメリカは医療の自由化を日本に強く求めてきており、病院の経営や薬品の市場で日本からますます大きな利益を得ようとねらっていると言われております。いつまでもこのように貪欲なアメリカに追従し、いつまでも主体性のない日本の政治を行っているのは、日本の国民生活は守れないと言わざるを得ないわけでございます。

日本においても、同じ自民党の中でございますけれども、政権交代が行われたわけですが、私も9月の定例会で申し上げましたとおり、予想どおり、かつて昭和の妖怪と言われた日本の満州政策の最大の責任者であり、また一時はA級戦犯にリストアップをされた岸信介の孫である安倍晋三が第90代の首相に選出をされました。最近、「安倍晋三の本性」という本が発売されたので、早速購入して読んでみました。序文にまず出てくる言葉が、安倍晋三と加藤紘一は最も対照的な政治家であろうと書いてありました。首相の靖国参拝に反対をしてうちを焼かれた加藤紘一氏が、私はこれからも発言を続けますと発言したのに対して、安倍は官房長官でありながら、小泉首相とともに2週間もこの右翼の暴挙に黙っていたことでもあります。これも一例として挙げております。憲法で保障された表現の自由が脅かされたときに、憲法を遵守する義務を課されている閣僚が何も発言しないというのは、職務怠慢を通り越して共犯者に等しい犯罪的行為ではないかと思うのであります。さらに、序文にもう一つエピソードが載っておりました。1995年の秋、旧満州の首都だった新京、今は長春と申しますけれども、ここに中国の戦争記念館があって、そこに日本の満州支配をやった戦争犯罪人の名前が書かれてあったわけでございます。ガイドが、この人たちみんな長春を支配した悪い人たちだと。一番初めに書いてある岸信介、この人一番悪い人ですと説明をしたわけですが、そうしますと、同行していた荒井広幸が、この人はその人の孫ですよと紹介をしたと。ガイドが息をのんだ場面があったというふうに書かれています。

この右翼政治家は、早速日本国憲法の気高い理想でつくられた教育基本法を敵視し、自分たちの保守政治家と文部官僚によってゆがめられている日本の教育の問題をすべて教育基本法に責任を転嫁をし、かつての教育勅語時代のようなお上の言いなりになる人づくりをしようとして、衆議院においてやらせタウンミーティングなどの問題が出ているにもかかわらず強行採決をし、また参議院でも今論議をしているわけですが、明日にでも強行採決をしようとしているわけでございます。歴史を逆戻りしようとするこの反動政治家の面目躍如たるものがあると思うのであります。

地方自治体の腐敗も次々と明らかになっています。福島県知事の逮捕、起訴に驚いているうちに、和歌山県知事も逮捕、さらに宮崎県知事も官製談合で辞任を余儀なくされ、逮捕直前と言われています。また、千葉県成田市でも清掃工場の管理委託をめくり、収賄容疑で市長が逮捕されています。このように次々と自治体の首長が汚職で逮捕続出ということになりますと、今後本当に地方分権などと言っていいのか、そんなこと言っていていいのか、地方に任せておけないのではないかという論議になりかねない非常に厳しい状況になってきているというふうに思うんです。これはまた、日本国憲法が地方自治というものを新しい日本のスタートの中で位置づけた、そういう意味からいっても大変危険なことだろうと思います。

このような自治体の汚職に際しても、また夕張市に見られるような財政破綻に際しても、一体チェック機関として議会は何をやってきたんだということが盛んにマスコミで言われております。我々議会人は、その声にしっかりと耳を傾けなければならないと思うのであります。政治の腐敗を防止するには、行政の透明化を徹底的に進めると同時に、金のかからない選挙、金をかけない選挙を、候補者はもちろん行政も選挙の公平化をもっともっと進める中でやっていく必要があるのではないかというふうに思います。

佐藤前知事逮捕のときのある新聞記事の中に、ある有名人、これは匿名だったんですけども、ある大政党から知事選挙に出てくれと言われたと。出てみようかと思っていたところ、その大政党の幹部から、候補者も1億円準備してくださいと、こう言われたというんですね。それで取りやめにしたということが書いてありました。こういう選挙をやっていたら、政治は腐敗しない方がおかしいと思うんですね。やはり法定費用を1円でもオーバーしたら当選が無効になると言われているイギリスのような厳しい政策が我が国においてもやはり実現されるべきではないかというふうに思うのであります。イギリスは大変政治が腐敗をした。その根幹は選挙にお金がかかることだということで、腐敗防止法の中で選挙の費用について厳しく取り決めをしてきたわけございまして、その結果、イギリスの選挙というのは非常に金のかからないものになってきているということでございまして。金のかからない選挙、金をかけない選挙というものは、やはり民主主義のために、公正な政治のために我々はもっと真剣に追求をしなければならないというのが、今日続出をしている自治体腐敗の中から学ばべき我々の課題ではないかと思うのであります。

それでは、通告書に基づき、3件にわたって町政の直面する課題について質問させていただきます。

まず、その第1の質問は、駅東開発計画の進め方についてお尋ねをしたいと思います。

駅東開発計画は、町の第3次総合開発計画において、また第4次総合開発計画においても最も重要な町の基幹的な事業であります。今まで執行の説明でも、10億を越す町費と10年以上の歳月をかけて作成したこの計画を今白紙に戻して計画を練り直すということは、膨大な

町費のむだ遣いになるのではないかということです。また、さまざまな地権者は、こういう計画ができたということで、いろいろな将来設計の計画を立てていると思うんですけれども、そういうものが破綻をしていく。大きな人生計画が狂わされるということで、その被害ははかり知れないものがあるというふうに思うんです。やはりせっかくなつくった計画ですから、10年もかけてつくった計画ですから、これは完成年度は遅くなっても、換地計画まででき上がり、一部移転補償費を払ってまで家屋移転までしてきているわけですから、現行の計画どおり、やはり工事を進めるべきではないかというふうに考えるんですけれども、これに対する町当局の見解をお尋ねをいたします。

私は、この地域、特に駅東地区というものは、鏡石の中でも大変地の利のよいところにあるというふうに思っています。鏡石自体が地の利がよいんです。先ほども鏡石は若年者が多いとか何とかと言っていますけれども、これはやはり地理的な環境が非常にやはりいいというのが一番大きな原因ではないかと思うんです。福島県の経済県都と言われている中核都市、郡山まで電車に乗ると16分から17分でもう郡山に着いちゃうんですね。それから、空港にもまたそのくらいの時間で行ける。ここに低価格の優良な住宅地をつくれれば、郡山の会社や事務所などに勤めている勤労者、あるいは新幹線を使えば、これは仙台や東京まででも通勤が可能な地理的条件にあるわけですから、そのような方々にとって魅力のある住宅地を造成をすれば、私は必ず売れるものと確信をしているわけであります。

こう申しますと、現在境は売れないで困っているんじゃないかという反論が出そうなんですけれども、やはり私は条件が全く駅東と境では異なってくるのではないかというように思うんですね。これからも境は7区画売らなければならぬわけですから、余り境のことについては言いたくはありませんけれども、私は境と比べて駅東地区は住宅地として数段上であるというふうに確信をしているところでございます。まず、この地区には町の文教施設がほとんど完備と言ってもよいくらい整っていますし、プールや図書館、幼稚園、小・中学校、こういうものも国道を横断することなく行けますし、駅にも役場にもスーパーにも郵便局、銀行へも国道を横断することなく行ける。さらに、境は高速道路や4号国道の騒音あるいは西風などが大変強く当たりますけれども、この地区にはそういうものもございません。この好条件のところ、さらに低価格の宅地を供給するならば、郡山、須賀川、白河などに勤務する人々の住宅地としても必ず売れるというふうに思うのであります。

さらに、今まで大変なお金と時間をかけてつくった計画を全部むだにしてしまって新しく作り直すということは、大変な町費のむだ遣いになってしまうと思うのであります。もちろん、もっと安くないと売れないだろうという考え方で、道路の幅をつぼめたり、そういうことをすることは当然あってもよいというふうに思うんですけれども、せっかくできた換地まで皆さんの了解を得た計画を、ここに没にしてしまうということは大変もったいないこと

ではないかというふうに思うんであります。ぜひ今までの計画を最大限に生かして、工事の方は幾つかの工区に分けて行うようにすることはいいと思うんですけども、やはりこのまま行う、これが最善の方法ではないかというふうに私は考えるわけでございます。

これに対する執行の考え、今までも何回か聞いてはきていますですけども、やはりどう考えても、せっかく今まで10年をかけてつくった計画というのは、非常にもったいない。それを今ここでご破算にして、さらに時間をかけるということは、市街化区域という評価の中でこれから相続税を、市街化区域ということでたくさん巨額の税金をかけられてくるわけですね。そういう人がたくさん出てくる、これは町に対する非常に大きな町民の反発をこれから招いていくのではないかということが危惧されるわけでございまして、その辺なども考えて、ぜひこれは今までの計画で推進をしていくように重ねて改めて要望とお尋ねをしたいわけでございます。

2つ目は、温水プールに電力メーターの設置をとということでございます。

町民プールが来年の4月から指定管理者制度に移行するということが決まったようでございますが、温水プールには独自の電力メーターがないと。このまま指定管理者に移行管理をさせるということは、コストに対して責任のないものになってしまうのではないかと。これは「配置盤」ではなく「配電盤」ですね、これは私の字が汚いものですから、読み違えてワープロを打たれたんだと思うんですけども、「配電盤」ですね。配電盤まで設置すると大金がかかる、これは私が今まで何回も予算審査や決算審査でやはりプールの電気料はそれだけでわからなくてはしょうがないんじゃないかということを書いてきたらば、配電盤をつけると大変たくさんのお金がかかるんだという答弁だったものですから、配電盤まで設置すると大金がかかるというならば、内部だけで使った電力をわかることのできる電力メーターを設置すべきではないかと思うんです。電力の料金というのは、非常に単純明快に計算をされています。ですから、その電力の中につけたメーターによって計算をし直すと、プールは幾ら電気料がかかったというのがわかると思うんですね。

私はこの質問をするに当たって、東北電力の方に行っているいろいろ聞いてまいりました。電力会社としては、これは配電盤までは東北電力の管轄ですが、その内側にメーターを設置するのは自由です。でも電力会社はタッチをしません。電気工事業者に頼んでつけてもらうのは、これは一向に差し支えないだろうと、こういう見解でございました。ある電気工事の業者に話をしゃべって聞いてみたら、そんなのごく簡単ですよ。お金もそんなにかかりませんよと、こういうことを申しているわけですね。ですから、何百万も今お金がなくて、かけるの大変だといえ、メーターを取りつけをいたしまして、そして毎月毎月今月は幾らかかったという計算をはじけばすぐ出るわけですから、そしてこれは来年の指定管理者に委託する場合において電気料が入っていたんだか入っていないか、私はまだわかりませんが、

もしも電気料が町払いで指定管理者に出すとすれば、1年間は電気料というのはどれだけかかるのかを町がメーターを入れて計算をして、そしてそれをもとに再来年度の計画に当たって電力をそういうふうを含めた指定管理者にすべきではないかというふうに思うんですね。こんなややこしくしなくても、11億数千万もかけたプールですから、私は当然配電盤を独自に設置すべきではあったと思うし、そう思うんですけれども、百歩譲って、今回の管理業務を指定管理者に任せることになるわけでありますから、その辺では特段のやはりそういう配慮が必要なんではないかというふうに思うわけでございまして、この辺に対する執行の考えをお尋ねをしたいわけでございます。

指定管理者制度というものが、一体我々はなぜ取り入れたのか。地方自治法の改正の中で、なぜそういう制度ができたのかということと考えたらば、それは明らかだというふうに思うんですね。やはり民間の創意工夫を生かして、そして収入の増加を図り、経費の節減を図る。そして、その努力の成果について管理者にも応分の利益を得ることができるという、そういうシステムだというふうに思うんですね。ですから、電気料は町で負担をするなどという指定管理者制度は、全くこの制度の目的からいって、全く不十分なものでしかないというふうに思うのであります。契約の内容、まだ詳しくは我々は聞いておりません。やはりこの辺についてもぜひ説明をしていただいて、電気料は指定管理者はどのような扱いになっているのか、そしてまた、大きく言ってこの指定管理者の管理料といいますが、そういうものは幾らで任せたのか、そういうことも含めてやはり我々には明らかにしていただく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、その辺についてもぜひお尋ねをしたいというふうに思うんです。

繰り返しますが、やはり節約に努力と工夫をしていただいて、そして節約したならばした分だけ見返りを得られるような、そういうシステムをつくって指定管理者に管理をゆだねるべきであると、こういうことがこの質問の趣旨でございまして、そしてお互いにやはりこれは今地球温暖化防止のためにも極力エネルギーの消費を節約しなくちゃならないという状況でございますので、その辺をはっきりわかるようなシステムを導入していただきたいということで、1つは提案と質問をしたいというふうに思うんです。

3点目は、町に経費及びエネルギーの節約グループの設置をという問題でございまして。

これも通告書を読ませていただきますが、環境対策上も町の財政上も、省エネは最も力を注がなければならない課題と考えます。また、町財政も厳しい折、経費の節約はもっと追求されなければならないと思います。担当グループを設け、取り組むべきではないかというふうに提案をします。

組織の簡素化はやはり行政改革の中でうたっていますし、必要なことだというふうに思うんですけれども、しかし、経費と省エネのためのそういう組織というものはやはり必要な

ではないかと思うんですね。それはいろいろ縦割りの行政ではなかなか、横からいろいろ例えば他の課に口を挟めば、何だ、余計な横やりを入れるんじゃないかということで、やはり抵抗が生じると思うんですね。ですから、そういう目的を持った組織なんだということでいけば、そういう縦割りの組織を抜きでいろいろ提案やあるいはそういう手法について提案をできるんじゃないかというふうに思いますので、やはりこれはやっていく必要があるんじゃないか。やはり大きく言って2つの問題があります。1つは、省エネというのは今地球温暖化の中で京都議定書というものがつくられたんですけども、既にもう相当数エネルギー消費を減らしていかなくちゃならない、二酸化窒素の排出を減らさなくちゃならないという状況なのに、逆に今日本はその排出量をふやしているという状況にあるわけですから、これを節約をしていくということが、やはりそういう環境のためにも重大なんです。また、経費の上でもやはりこれは町は非常に大変厳しい財政にあるということがわかってきているわけですから、やはりこの問題には真剣に取り組んでいかなくちゃならないというふうに思うんですね。

先日、週刊文春の12月7日号で、地方自治体の財政状況が非常に悪いという自治体のランキングというので、100番までのリストアップがこの週刊誌に載っております。我が町は、福島県では4番目、全国的にも91番目の財政の悪い町にリストアップをされております。これは実質公債費比率でいった場合、22.7%というのは、全国で91番目ということでございます。だから非常に財政が悪いわけですね。ですから、いろいろ努力をして、この財政を何とかして健全なものにしていかなくちゃならない。そういう意味からも、目的主義的にそういう問題を追求するような、そういう組織をやはり町の中に設置をして、徹底的なむだを省くようなことをやっていかないと、この週刊誌にも今、あるいはテレビでも言っていますけれども、夕張などのように財政破綻をされますと大変ですね。夕張などは7つもある小学校を1つにしてしまうというんですね。4つある中学校をそれも1つにしてしまう。図書館とか特別養護老人ホーム、集会施設、体育施設あるいは温水プールなど、全部閉鎖だと。そして負担もいろいろ負担がふえていくと。ごみ処理も1リットル2円ずつ取ると。下水道使用量なんて1.7倍だと。保育所が年額で12万円以上も上がるというような、そういう今再建策が打ち出されて、みんな今まで我々には何も教えてくれなかったじゃないかということで、市の説明会で住民が怒りに震えているような画面が放映されておりますけれども、我々の町もそういうようにならないようにするために、ぜひ今財政の節約、そういうものを目的主義的に追求をするような、そういう組織をぜひつくっていただくように提案をして、最初の質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 12番、円谷寛議員の質問にお答えいたします。

駅東開発計画の進め方についてご答弁をいたします。

鏡石駅東土地区画整理事業につきましては、第4次総合開発計画においても町の重点事業として推進をしております。しかし、地方交付税の減額を初めとした国の三位一体改革の影響を受け、町の財政状況が厳しい状況になったことにより、面工事を休止せざるを得なかったことは周知のとおりであります。

このような状況の中、町としましても事業の重要性にかんがみ、県当局とも協議の上、本事業を継続すべく、その事業計画の見直しに取り組んでまいりました。その結果、事業の全体面積を変えずに、段階的施行による事業計画概要を作成いたしました。この間、事業計画の見直し、そして見直し後の計画概要案につきましても、議会における慎重なご審議を賜ったところであります。見直し前の事業計画を長期的に行った場合、飛び換地の関係から地権者に多くの不利益が生じることが予想されることや、保留地の販売価格の問題等、現下の町財政及び社会経済状況からは事業遂行が困難になると考えられます。

こうしたことを総合的に調整したものが見直しされた事業計画概要案でありますので、今後はこの案に基づき、さらに精査を加えながら事業を推進してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。なお、ほかの質問は担当課長の方からお答えをいたさせます。
議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 12番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

2番目の温水プールに電力メーターの設置をについてでございますが、町民プールの電力につきましては、鳥見山公園内の他の施設と一体の契約をしております。別契約としないメリットとしましては、基本料金が一本の方が優位なこと、また分電盤が1つの方が効率的であることなどから、これまで一体的な運営をしております。

来年度の町民プールの指定管理者制度への移行に当たりまして調査をしておりますが、子メーターによる使用電力量の確認ができる方法があるとのことでしたので、今後設置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

また、指定管理者制度につきましては、過日の臨時全員協議会等で申し上げましたが、電気料等につきましては募集要項については町の負担というようなことで募集をしたところであります。また、金額等につきましては現在協定書の作成中でありまして、また後日策定が定まる段階で報告等をさせていただくようになるかと思っております。

以上でございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員のご質問にご答弁いたします。

3の町に経費及びエネルギー節約グループ設置をとのご意見であります。ご意見のとおり、環境対策としての省エネルギーはあらゆる分野によい影響を及ぼすものと考えております。本町といたしましても、地球温暖化対策として全庁的な取り組みを行っているところであり、具体的には、本年4月に策定した町地球温暖化対策実行計画により、温室効果ガスの総排出量に関する数値目標を5.5%以上を削減として推進しているところであります。

ご意見の経費の節約及びエネルギー節約グループの設置についてであります。グループの目的が明確になるなどメリットは考えられますが、現在町では集中改革プランのもと、組織等々のスリム化を図っているところをご承知のとおりでありますので、ご意見として賜り、今後の取り組みについて検討課題とさせていただきます。

以上で答弁いたします。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番（円谷 寛君） 再質問をさせていただきます。

まず、駅東開発の問題ですけれども、再度計画を練り直すということで、いつごろ新しい計画が、工区を5つに分けて、その1つについて再度設計をし直して換地をやるというんですけれども、その計画は、最初ですね、第1区の区画についてどのように計画をつくって、いつごろ発表になるのかについてお尋ねをしたいと思うんですね。

それと、中学校の前に既に1軒、移転補償を払って、非常に広い道を一部つくっておりますね。ああいう道路を、既につくってしまった道路をどのようにこれから見直していくのか。先だけ細くしてやっていくのか、あるいはその広いままつくっていくのか、そういう面についてどのように担当の方は考えているのかをお尋ねしたいし、まず最初に第1工区の計画をいつごろまで出していくのかをはっきり教えていただきたい。そして、その工事を何年度までに仕上げていくのか、こういう面をまず説明をいただきたいというふうに思います。

町民プールの電力メーターですけれども、子メーターで計算はできるということでございますから、やはり先ほど私が申し上げましたように、来年は間に合わなくても、やはり再来年は、来年1年間電力の使用料を集計をしていって、それに基づいてやはり再来年は電力まで含めて指定管理者にやらせていかないと、そこでやはりエネルギーを節約するという意欲がわいてこないだろうと思うんですね。そういう意味で、ぜひ再来年度の指定管理者の料金を計算するときには、電力を含めてやはりやるように、今から準備をしていかないとそれは間に合わないと思いますので、ぜひその辺を配慮いただきたいというふうに思います。

少なくとも、あと3番目の件は、総務課長、やはり責任ある人員を1人、そういう各課を

例えば部局が違う、教育長の部局がありますね。そういうところまでやはりいろいろ意見を申していくためには、やはり責任のある人を位置づけをしながら配置をしていかないと、なかなか今までの縦割り意識というものが組織の中に、お役所の中にあるわけですから、そういうものをぜひやって、グループとまでいかなくても、そういう責任者を1人、しかるべきそういうものに発言をする権利を与えて、そういう人を1人やはり総務課の中に配置をすべきではないか。このことをひとつ提案をして、再質問を終わります。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長（椎野優偉君） 12番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

駅東の土地区画整理事業の関係でございますが、いつごろ換地計画ができるのかというお尋ねでございますけれども、現在、昨年度の見直し計画に基づきまして、換地設計の見直しを実施しているところでございますので、年度内にある程度説明できる段階にまいりましたらば、議会の皆様方にもご説明をした上で、また地権者の皆様にもご説明をしてまいりたいということで現在取り組んでいるところでございます。

それから、既に整備されました道路の今後の事業進行での整合性ということでのお尋ねでございますが、現在、既に整備済みになった道路がございますので、見直しの計画の中でも整合性をとりながら推進してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 教育課長。

〔教育課長 今泉保行君 登壇〕

教育課長（今泉保行君） 12番議員の再質問の中で、町民プールと子メーターの関係ですが、お話しいただいたような考え方で今後進めていきたいと現在考えているところでございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の再質問にご答弁申し上げます。

エネルギー節約については全庁的に取り組むべきであります。先ほど申したとおり、責任を持たせることも最も大切であります。全職員がその責任者であるというふうに思っております。提案を承っておきます。

以上で答弁いたします。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔12番 円谷 寛君 登壇〕

12番(円谷 寛君) 駅東開発ですけれども、整合性ということを申したわけですが、既にできちゃった道路、整合性といってもかなり難しいんですね。あのまま道路をつくってしまえば、その奥がまた行きどまりになれば何の意味もない道路なんです。ですから、私は、既につくってしまっただけで移転補償まで払ってやったんですから、中学校の敷地になるわけですね、片方は。ですから、一部をやはり中学校の敷地としてやはり町は用地を買収して、あるいは町は別にいっぱい土地を持っているわけですから。そして、あそこに中学校の敷地、いわゆる中学校の行事などでも車でも何でもとめておけるくらいな、そういう駐車場用地などにして確保しながらやはり設計の変更をやっていかないと、あの道路を入り口につくって奥まで広げていくというのはまたむだな投資になりますから、やはりあの道路については町として責任を持って、これは計画を変更したことによって生じてしまったミスでございますから、やはりあの土地を一部中学校の方に張りつけて、そして道路は細くするならするようにやっていただきたいなと思います。

総務課長、今言った言葉は非常にきれいなだけども、しかし、そういう一人一人がとえば、もうこれは責任のない話になっちゃうんですね。みんなでというのはきれいごとで、きれいなだけども、確かにみんなでそういうふうに意識を持たなくちゃならないのはわかるんですよ。しかし、そんなきれいごとではものは進まない。具体的に権限を持って、各課、各職員に指示をできるようなそういうポジションを設置をして人を配置しないと、やはりそんなきれいごとで、みんな一人一人が意識を持ってなんていって、そんなことでうまくいくなだれも苦労しないんですね。だから、はっきりとやはりそういうポジションを設置をして、そういう権限を与えた職員を、そして各課ににらみをきかせていくというふうなやはり施策を講じないと、そんなうまくいかないと、こういうふうに思うので、もう一回その辺を検討していただくように、最後に質問して、再々質問を終わります。

議長(菊地栄助君) 再々質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課長(椎野優偉君) 12番議員の再々質問にお答えを申し上げます。

整備済みの道路の整合性の関係でございますが、中学校の前の道路を学校敷地になるような変更はできないかというお尋ねでございますけれども、現在、仮換地設計の見直しを実施しておりますので、その中で可能であれば、今後検討してまいりたいというふうに考えますけれども、既に整備された道路でもございますので、その辺は慎重に対応といたしますか検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長(菊地栄助君) 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 12番議員の再々質問にお答え申し上げます。

町では、鏡石町地球温暖化対策推進本部というのを設置しております。非常にこの省エネルギーに対する意識を強めるということで、本部長を助役とし、各課長をもって組織しております。そうした組織の中で、各課長も入っている中で、厳しくその目標を達成するように努力をしております。これから寒い冬を迎える中で、個人個人が薄着をするんじゃないで、みずから防寒対策するというか、セーターを着るなり等々、小まめに電気を消すなり、そしてボイラーを暖かくなれば消すなり、そういう努力を課長、グループ長、そしてみんなのそういう意識が高まるよう、この要綱及び職員の中で確立をしていきたい。先ほども取り組みについて今後十分検討してまいりますという私の方から述べて、十分ご承知かと思ったものですから、先ほどの発言でありましたので、ご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（菊地栄助君） 12番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

ここで2時40分まで休議します。

休議 午後 2時36分

開議 午後 2時41分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

今 泉 文 克 君

議長（菊地栄助君） 次に、通告があります。7番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

7番、今泉君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） 7番、今泉文克でございます。平成18年12月定例議会の一般質問、トリをとらせていただきます。

全国の話題あるいは天下国家の重要問題等につきましては、今までの6名の方々が数多くの情報を皆さんに伝えておられますので、私としましては、町の身近な部分について若干前段で触れさせていただきたいと思います。

大変厳しい、あるいは大変な世の中だと騒がれながらも、我が町においては、中学生が春先の合奏での金賞、あるいは全国中体連陸上競技大会での優勝、入賞というすばらしい成績を上げられ、そしてなおかつ女子の陰で隠れておりましたところの、中学校女子駅伝部の陰に隠れていましたが、男子駅伝部がことしはあの広報「かがみいし」にもありましたように、

劇的な逆転で1位を獲得し、全国出場の榮譽を得たことは、大変うれしく感じるところでございます。また、そればかりか9月16日の敬老会においては、鳥見山のあの特設舞台において、多くの敬老の方々が日ごろ練習している踊りや歌やたくさんの自分たちの生きがいを発表されておりました。そして、11月3日から5日までの秋の文化祭におかれましては、町内にあれほど多くの方々の文化活動がなされていたのかと感心するほどの展示品がありまして、またその中身等につきましても非常に芸術的なものから日ごろ努力されているものが目の当たりに出てきたところでございます。それらを考えますと、我が鏡石町は1万2,700そこそこの小さな町ではございますが、多くの人材がいて、そしてなおかつすばらしい町づくりが一つ一つ歩んでいるのかなということを感じたことしの1年間でございます。

本日通告を幾つかさせていただいたところでございます。その第1点目は、人口増と住宅建設が進む鏡石町の住宅地の規制緩和についてでございます。

昭和45年に指定されましたところの県中都市計画でございます。それからはや36年を経過しまして、我が町の基本となった町づくりになっているところでございます。鏡石町第4次総合計画の中でもそれらがベースになっておりまして、目標年次であります平成23年には、人口1万5,000人を目指した新しいこれからの町づくりが計画されております。それらの重要なところでは、土地利用、特に住宅地、そして今進んでおります境地区土地開発事業、そして駅東第1開発事業というような住宅地を中心とした建設の基本でございます。

しかし、県中都市計画によりまして、鏡石町は大部分の土地が幾つかの規制がかけられております。その規制の中で、所有者みずからが利用計画を持ちながらも、規制対象に合わなければ、ほかに土地を求め、その目的に沿った建物利用というふうなことをせざるを得ないような非効率的な部分も感じられるのが実情でございます。多くの住民の方々からそういう苦情が聞かれることも事実でございます。

また、反面、規制されておりますが、成田、久来石地区においては無指定の白地地域が多くありまして、その中には山間地の中の未整備の道路にありながらも、そして町の上下水道の設置区域外であっても、多くの住宅建設がなされているのが現状でございます。このような遠隔地あるいは山間地におきますと、町のインフラ整備を整えるためには多額の町の経費の投下を求められるのが現状でありますし、これらは財政に影響するのは明らかなことであります。

このように県中都市計画指定からはや36年を経過した今日でございます。この現状を振り返りますと、大きなギャップが一部にはあるのかなというふうに考えられます。昭和45年指定の県中都市計画の町民の土地利用計画の規制はどのようになっているのかをお伺いさせていただきます。

それと、町内の県中都市計画の変更についての図面でもわかりますように、高久田地区、

鏡田地区、そして駅前2、3、4区の北部地区に当たりましては、郡山、須賀川方面への勤労者が多く、住宅の建設をしております。現在も宅造・分譲をいたしますと、そのエリアはいち早く完売し、そして今もそこには住宅の建設の工事が進められているのが実情でございます。やはり勤務地に近い方に少しでも住宅を建設したいという建築希望が大変多くて、今後もこれらの地区への住宅建設が多くなることが考えられます。しかし、市街化調整区域が多いために規制があり、所有者から住宅建設可能な土地への用途変更を求める声が近年多く聞かれる今日であります。

そこで、それらの地域に地域別の宅地化を図る必要性が私はあると思います。町民ニーズにこたえるべきと思うが、町としては考えられないかということをお尋ねいたします。また、この県中都市計画の市街化区域拡大を図るために、これらの見直しをすべきと思いますが、町当局の考えをお伺いします。

通告2点目は、庁舎内の町民サービスに向けた事務処理の効率化を求めてについてをお尋ねいたします。

町は、行財政改革に向けて多くの取り組みをしており、昨日の総務文教常任委員会でも担当課より鏡石町第2次行政改革大綱実施計画進行管理について細部説明があったところがございます。多くの内容につきまして理解ができたところがございますが、その中で庁舎内事務処理は町民サービスのためにワンステップ化を目指し、フラット・アンド・フレキシブル体制を導入しておりますが、その導入後の効果は向上しておられるのか。

また、庁舎1階フロアには、各課の仕切りとして、ロッカー、書類棚、関係用品が山積みとなっており、大きな壁をつくっております。そのためか広い庁舎内も狭く感じ、またそれらの書類が見た目には整理整とんされた感じが少ないような気がします。事務処理につきましてはOA化が進み、そして各職員にはパソコンが1台ずつ設置され、事務のペーパーレス化を進行しているといいますが、どうも見た目にはフラット感がないと思われま。他町村並みに狭いからなおのこと広々と利用できるような仕方ができないか、それについてお伺いします。

それから、ことしの夏から収入役が廃止されまして、町執行三役の姿が1階フロアからなくなりました。町長、助役が2階の専用室での執務となっております。各課とも町を代表する優秀な担当課長の管理下での職員の業務執行であります。一部には業務管理強化を図ることと、来庁町民との対話を進め、行政推進の向上を図るために助役の1階フロアでの執務の必要性が感じられますが、町当局の考えをお伺いいたします。

質問3点目は、安心できる育児の保育所待機児の解決推進についてでございます。

この質問は、私の議員としての重要な課題でありまして、今後の鏡石町づくりのスタートでもあるというふうに思っております。幼稚園、保育所の入所対応が安心してできるような

ことを望んでいるところでございます。その中、11月の全員協議会においては、担当課より民間計画の認定こども園の開設案が説明されました。私は、大変すばらしい計画であると心から喜んだところであります。今日、経済的理由や育児の心配により、夫婦お2人での出生児数が1.25人台まで減少し、日本の人口が統計以来初めて減少する少子化対策の問題。夫婦共稼ぎや核家族化の進行によりまして、入学前乳幼児の預かり保育の必要性が高くなっている。そして町においては保育所、幼稚園運営に一般会計から年間1億3,969万円の持ち出しがあり、この経費は毎年増加していることは多くの方々が承知し、財政上からも大変大きな問題であります。

今回の民間の認定こども園が設置されれば、町内の民間事業の活性化となりまして、保育士初め関係業務者の雇用拡大となります。また、産業教育の大きな向上が図られることが考えられます。そして、子供たちの地域における安全な生活も守られ、親も家族も地域も町も安心した町づくりにつながるものと思われれます。今、そうしてこれらは、これからの時代が求める開設計画であるというふうに私は思います。よって、町としても本認定こども園の開設には全面的にバックアップすべきと思われれますが、今後の支援策はどのように考えているのかお伺いします。

また、本認定こども園の設置は少ないと全国的にも思われれますが、過去に民間幼稚園、保育園の設置に対する支援状況はどのようになっていたのでしょうか。町内には町立保育所、本園、分園の定員が175名、鏡石幼稚園120名、成田60名の町立で計355名、それに私立栄光幼稚園定員70名、岡ノ内幼稚園160名の私立、計230名の町立、私立の園児数を合わせると、定員としては585名の受け入れ可能な数字でございます。新たに認定こども園の60名募集が進めば、待機者を初め多くの先ほど申し上げました問題解決に結びつくものと考えられます。しかし、現状は町立と私立、幼稚園と保育所の入園料、保育料に大きな園児1人当たりの保護者負担格差がありまして、各園への入園は待機児の発生があったり、逆に幼稚園においては就園率の低下があることは執行も十分に承知していることと思われれますが、保護者負担等の改善は考えておられるのか。また、民間保育所、幼稚園の運営推進のためにも、町立施設運営費削減を図るためにも、私立幼稚園の入園児数の優先確保支援策が必要とも思われれますが、町当局の支援はどのように考えているのかをお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（菊地栄助君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 7番、今泉文克議員の質問にお答えいたします。

1番の住宅地の規制緩和策についてご答弁を申し上げます。

本町における都市計画区域の指定は、昭和45年9月1日で郡山、須賀川両市とともに県中都市計画区域として指定されております。また、同年10月15日には、市街化区域と市街化調整区域の指定を受けております。現時点での最終変更日は平成13年4月10日で、市街化区域355.6ヘクタール、市街化調整区域1,944.4ヘクタール、合計2,300ヘクタールの指定を受けております。市街化区域における用途地域につきましては、第一種低層住居専用地域の71.9ヘクタールを初め、全部で9つの用途地域が指定されております。都市計画法による区域指定は、土地利用における個別規制法として乱開発を防止するとともに、良好な住宅環境と住みよい町づくりを目的として行うものであり、美しい景観を創出するための有効な法律の一つとなっております。

本町におきましても、市街化区域内の用途地域指定等によりまして、ある一定の秩序ある開発と住みよい町づくりが行われてまいりました。一方、一たん用途地域が指定されますと、地域内における開発や建築物が制限されるなど、自己所有地にもかかわらず一定の用途制限を受ける場合もあります。町といたしましては、都市計画区域の効用を認めつつも、将来の町発展のため、市街化区域の拡大、総合計画に基づき、都市計画マスタープラン等見直し、ダイナミックな土地利用が図られるよう調査検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上といたしますが、ほかの質問については担当課長の方からお答えさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 7番議員のご質問にご答弁いたします。

2の町民サービスに向けた事務処理の効率化のためにフラット・アンド・フレキシブル体制を導入しているが、効率は向上しているかについてのご質問です。

行政組織機構については平成16年4月から現在の組織で運営されており、町行財政改革推進本部で新組織施行2カ月後に第1回目を検証し、1年後に2回目の検証、そして本年11月に3回目の検証を行ったところであります。その中で出された内容の一部を紹介します。

メリットとして挙げられる内容を申し上げます。1つに組織の連携強化。2つに複数人での業務対応の可能。3番目に所属職員増による業務能力が拡大した。4に組織のスリム化などです。また、デメリットとして挙げられる内容は、1つに課長、グループ長の業務量の増加。2つにフラット化によるポスト在職期間が長い。3つ目に中堅職員の育成が難しくなっている。4番目に責任所在の明確化などが課題となっております。グループ制を導入して3年がたち、効果と不備な点なども出てきておりますので、さらに住民サービスの向上のために、組織の再編等々含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、庁舎1階のフロアを広々と利用できないかということですが、さらに助役の

1階フロア執務についてであります。ご承知のとおり、本庁舎については昭和47年に建設された建物で、以来34年が経過し、狭隘の上老朽化しております。IT化が進み、職員を初めネットワーク化されましたが、反面IT機器の設置場所などのスペースを割き、さらに紙ベースでのファイル資料準備など二重の容量が必要となってきたことはご理解をさせていただきたいと思っております。今後も各課のキャビネットの配置や各種資料の設置場所などについては、工夫を重ねて整理整頓してまいりたいと思っております。

また、助役の1階のフロアでの執務については、考え方は理解できないわけではございませんが、町長との連絡調整を初め、町政全体を考えた場合、どのようなメリット、デメリットがあるかどうかを検討してまいりたいと思っております。

以上で答弁といたします。

議長（菊地栄助君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 遠藤栄作君 登壇〕

健康福祉課長（遠藤栄作君） 7番議員の質問にご答弁申し上げます。

3の保育所待機児の解消推進についてであります。1点目の民間が計画している認定こども園の支援策をどのように考えているかについてでありますけれども、保育所につきましては、分園設置後も待機状態が続いている状況にあります。また、平成17年3月に策定しました町の次世代育成支援対策行動計画における保育ニーズからも保育所の拡充は必要であるとしております。このような中、先月21日の全員協議会におきまして説明申し上げましたが、新たな制度によります認定こども園としての認可保育所を民間が計画しておりますので、待機児童の解消などからも十分検討してまいりたいと思っております。

2点目の他町村の民間幼保園設置に対する支援状況でございますけれども、民間幼保園、いわゆる認定こども園としての民間幼保園については、新たな制度のもとでの市町村の支援であります。現段階では県内で4件の開設希望があると新聞報道されておりますが、詳しい内容がつかめない状況でございます。なお、県内でこれまで行われました認可保育所の施設建設に対しまして、市町村が行った支援状況を調査しましたところ、国の補助制度におきましては、国の補助額に対しまして2分の1とか4分の1の補助を行っており、現在のハード交付金制度におきましても、この交付金に対しまして2分の1、さらには4分の1などの市町村により異なった支援をしているというのが状況であります。

次に、3点目ですが、町立保育所と幼稚園との保育料の保護者負担差の改善は考えているのかということでもありますけれども、保育所及び幼稚園の保護者負担につきましては、保育所の保育料は公立、私立を問わず市町村ごとに家庭の所得等を勘案しまして設定された保育料であります。幼稚園につきましては、設置者ごとの利用料金、すなわち公立の場合は市町村ごと、私立の場合は幼稚園が定める利用料金となっております。保育所と幼稚園、公立幼稚

園と私立幼稚園とで負担に相違がございます。

なお、町におきましては保護者の負担を軽減するため、保育所にあつては国の基準を大きく下回る保育料を設定しております。また、幼稚園におきましては、減免限度額を設定し、収入に応じた受益者負担をお願いしているところであります。

次に、4点目ですが、民間運営推進のためにも入園児数の確保支援策も考えるべきと思うがということでありまして、今回、民間が計画している保育所は、認可保育所として開設する計画であります。認可保育所については、公立、私立を問わず、認可保育所としての基準を備えた施設となりますので、入所に当たっては民間への入所を優先する考えであります。

以上であります。

議長（菊地栄助君） 7番、今泉文克君の再質問の発言を許します。

7番、今泉君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

7番（今泉文克君） ただいま大きな3つの案件につきまして、答弁をいただいたところで、私の意図するところ、それから町が考えているところ、大部分合致している部分があるところでございます。そのような中で、今後よくなってほしいなというふうな思いをたくさん持っておりますが、中で確認させていただきながら、あるいはまたちょっと疑問点について二、三お伺いさせていただきます。

まず、町長の方から答弁いただきましたが、45年指定されましたところの県中都市計画でございます。これは、ただいま答弁をお伺いすると、幾つか決まった中で柔軟に対応するようなお話もされていたところでございますが、確かに昭和45年の設定でございますし、13年にも改めてそれは再検討はしているところでございますが、列島改造論が最盛期のころに考えられた法案なのかというふうにも思います。現在、それから見ますと、多くの業務執行によりまして、インフラは整備されております。そのような鏡石町でありますので、住民が求める土地利用を規制する県中都市計画ということがあるわけでございますが、このような余り厳しい部分について考えたときには、この県中都市計画からの除外あるいは脱会とかというふうなことは考えられないかというふうなことも思っているところでございます。

また、そうであれば、これを継続するのであれば、成田、久来石地区の白地地域の県中都市計画への組み入れを行って、町内全部が均一的な町づくりになるような必要性があると思っておりますが、先ほどの答弁では、それらも含めて調査検討するというふうに答弁されたのかなというふうにも感じるところでございますが、その辺を重ねてお伺いさせていただきます。

それから、2番目の町民サービスの事務処理の効率化でございますが、フラット・アンド・フレキシブルはグループ化制なんです、しかし、主要担当者が現在も決まっておると

思います。中には、やはりいまだにも担当者でないと、正確な部分かもしれないんですが、留守で答えられないところからも、というふうな返事をいただくときもあります。また、職員みずからの中から、あの人は最近忙しいんだというふうな声が聞かれたり、あの人は今ちょっと時間があるんだとかというふうな声が聞かれますから、そうなりますと、グループ化というふうなことを考えたときには、片方の方が忙しければそのグループみんなが忙しいんだというふうな位置づけになっていかないと大変であろうというふうにも思います。管理職のここにおいでの皆様方がフラット・アンド・フレキシブルのこの内容、それからグループ化の内容、これを十分理解はされているかと思うんですが、自分が理解し、なおかつ職員にその中身を十分に指導する重要性があると思います。そういうことも含めて、私は、助役の1階フロアの執務も質問したところでございます。

だれもが一生涯業務遂行を進めていると思われませんが、このフラット・アンド・フレキシブル、それからグループ化業務実績には、私がこの前4月にやったそうでございますが、これらは何回かこのようにやはり再調査したり検討したりして、常にそれらの問題点あるいは改善点等につままして庁舎内で表に出して、そしてやっていくべきだと思いますが、それはもっと細かにやる気があるのかどうかをお伺いさせていただきます。

あとそれから、通告3点目の認定子ども園にかかわる部分でございます。これらは、私もこの保育所それから幼稚園につまましては、非常に私なりに勉強させていただいているところでございます。そうしますと、町の幼児教育につまましては、保育所、幼稚園というのは所管が確かに違う部分があると思うんですが、今回はそれが一体化された中で提案されてきておりますから、相当前進するんだろうというふうに期待をしております。

その中で、幼児保育対策につまましては、保育所の入園児の増員に次ぐ増員というのが今まであります。また、施設の増設、そして分園と拡大しております。しかし、待機児の解消にはなかなか至っていない今日でございます。これは町としても頭の痛い課題であります。その中で、民間がこのように認定こども園の設置をするということになりますと、的を射た開設であるというふうに私先ほど申し上げましたが、思います。住民要望に町が全部こたえて施設を設置したならば、土地を取得して、かつ建物を町の金で設置してやっていったら2億円以上同じ施設でもかかってしまう。それだけの設備投資が町には求められる。そして、なおかつそれを毎年運営するには今度は4,000万、5,000万という町からの保育料のほか一般会計からの持ち出しの負担が伴うことが考えられます。

私は、本認定こども園開設には、この財政厳しいときではございますが、積極的な支援が重要であると思われまして、よその市町村を参考にすることも大事かと思うんですが、鏡石町は逆に全国に先駆けまして、いち早くこういうバックアップをして、ハード面においてもあるいはいろんな内容についてもこれらの認定こども園が円滑に、そしてなおかつ将来的な産

業のためにも建設と入園児保護者への保育料の支援等というものは、ほかにないくらいの力強い支援を早急にしていっての方が明るい話題となるんじゃないかというふうに思われますので、それを重ねてお伺いしまして、2回目の質問を終わらせていただきます。

議長（菊地栄助君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再質問にお答えをいたします。

市街化区域、調整区域のお尋ねだと思いますが、都市計画法というのは、いわば規制法でございまして、まず何をやる、やらないというような、そういう列挙されている法でございまして、非常に住民にとっては窮屈な法律だと思っております。しかし、先ほども申し上げましたように、計画的な町づくりについてはこの法律のとおり本町は執行してまいりましたので、大変すっきりとした町並みが形成されまして、住みやすい町になっているということも事実だと思います。しかしながら、いつまでもこういった観点で果たしていいのかということと考えれば、私も今泉議員さんと同じような考えでございまして、できれば私どもに自由に土地利用あるいは町づくりをさせていただきたいということで、私も再三いろいろな場で要望、要求をしてまいりました。しかしながら、都市計画法という法律が厳然たる事実でございますので、この辺が脱会できるのか、除外できるのかとなりますと、大変難しい部分もあるかと思っておりますので、この点につきましてはこれからも事あるごとに私どもの意に沿った土地利用ができるように、これからも要望、要求をしてまいりたいと。このためには、やはり国が権限を市町村に移すことということに私は尽きるのではないかと、そのように考えておりますので、あわせまして議員の皆様方のご理解もいただきたいと思っております。

また、成田、久来石のいわば無指定地域、これにつきましては、13年の見直しのときに駅東土地区画整理事業市街化区域に編入したときに、県の方からこの無指定を解消するべく計画区域に編入していただきたいということがございましたけれども、しかし、編入いたしますと、一方ではまたこの土地が地権者にとっては自由な利用ができないということも相反するようなことがございますので、時期尚早ではないかということでお断りをしたというのが現在の状況でございますので、この辺についても都市計画区域に入れて規制をかけた方がいいのか、あるいは今のままである程度地権者の皆様方の意に沿った中で開発等々していった方がいいのかということもまたいろいろと勉強させていただきたいと、このように考えているところでございます。

それから、保育所待機児童につきまして私の方からお答え申し上げますが、認定こども園につきましては、私どもも大変ありがたいことだと思っております。そのように受けとめております。お尋ねのように、町で建物を建てて運用すれば大変なお金がかかるということも

事実でございますので、今回そういった法人でやっていただけるということは町としてもありがたい。したがって、厳しい状況でありますけれども、それなりの町としてもできる限りの支援はしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

議長（菊地栄助君） 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

総務課参事兼課長（円谷光行君） 7番議員の再質問にお答えします。

先ほど住民サービスの事務処理の関係において、課においては担当者がいないとか、留守であるとか、回答がわからないとか等々がございました。職員の事務量が平等ではないと、格差があるのではないかという、まさにフラット・アンド・フレキシブルの目指すところがそこにあるわけです。それをなくすために、このフラットな体制を整えている現在進行中があります。ご指摘を受けましたので、これを今後この議会が終わった後、全体の課題処理検討会もございまして、そのようなことがないことを再度チェックしてまいります。目指すは事務のスピード化でありまして、セクションを係制度をなくして、スピーディーに町民の問題、課題、相談に乗って、早く上司に上げ、そして長の判断、町の発展のために次世代のためでありますので、このフラットの推進について十分再度検討し、住民サービスに今後ますます寄与することに反省し、今後邁進することを申し上げます。

以上で答弁します。

議長（菊地栄助君） 7番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで議事運営の都合で3時40分まで休議いたします。

休議 午後 3時23分

開議 午後 3時39分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の報告

議長（菊地栄助君） ここで、議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

4番、根本重郎君。

〔議会運営委員長 根本重郎君 登壇〕

4番（議会運営委員長 根本重郎君） ご報告申し上げます。

第15回鏡石町議会定例会議事日程（第2号）の追加1、平成18年12月7日（木）午前10時開議。

日程番号、件名。

第1、一般質問。ただいま終了いたしました。

第2、議案第224号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について、総務文教常任委員長報告。

第3、請願・陳情について、各常任委員長報告。

第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

以上であります。

議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

議会運営委員長の報告のとおり、明日の議事日程を本日に繰り上げて審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、明日の議事日程を本日に繰り上げて審議することに決しました。

総務文教常任委員長報告（議案第224号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（菊地栄助君） 日程第2、議案第224号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置についての件を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

7番、今泉文克君。

〔総務文教常任委員長 今泉文克君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 今泉文克君） それでは、私の方から報告させていただきます。

平成18年12月7日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。総務文教常任委員長、今泉文克。

委員会審査報告。

本委員会は、平成18年12月5日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順で読み上げます。

平成18年12月6日、午前10時、午後2時40分、委員全員、第1会議室。

平成18年12月7日、午前9時、午前9時5分、委員全員、議会会議室。

説明者。税務町民課長、飛沢グループ長。

付託件名。議案第224号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について。

審査結果。議案第224号は可決すべきものと決した。

審査経過。議案第224号は担当課の意見を聞き、審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上で報告にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

議案第224号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（菊地栄助君） 挙手多数であります。

したがって、議案第224号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置についての件は、原案のとおり可決されました。

常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、
採決

議長（菊地栄助君） 日程第3、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、7番、今泉文克君。

〔総務文教常任委員長 今泉文克君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 今泉文克君） それでは、私の方から報告させていただきます。

平成18年12月7日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。総務文教常任委員長、今泉文克。

陳情審査報告書。本委員会は、平成18年12月5日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成18年12月6日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後2時40分。出席数、委員全員。開催場所、第1会議室。説明者、教育長、教育課長、総務課長、木賊グループ長、関根グループ長。

付託件名。陳情第51号 鏡石中学校軟式テニスコート環境改善の見直しについて陳情。陳情第52号 議員定数削減に関する陳情。

審査結果。陳情第51号は継続すべきものと決した。陳情第52号は継続すべきものと決した。

審査経過。陳情第51号は担当課の意見を聞き、審査の結果、継続すべきものと決した。陳情第52号は審査の結果、継続すべきものと決した。

意見。陳情第51号、52号について、参考人の意見を求める。

以上であります。

以上、報告にかえさせていただきます。

議長（菊地栄助君） 次に、産業厚生常任委員長、5番、大河原正雄君。

5番、大河原君。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄君 登壇〕

5番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） 報告をさせていただきます。

平成18年12月7日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。産業厚生常任委員長、大河原正雄。

陳情審査結果報告書。本委員会は、平成18年12月5日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成18年12月6日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時17分。出席数、委員全員。開催場所、議会会議室。説明者、健康福祉課長。

付託件名。陳情第49号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出を求める陳情。陳情第50号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書提出を求める陳情。

審査結果。陳情49号は採択すべきものと決した。陳情50号は採択すべきものと決した。

審査経過。陳情49号は健康福祉課長の意見を聞き、審査の結果、全員一致で採択すべきものと決した。陳情第50号は健康福祉課長の意見を聞き、審査の結果、全員一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（菊地栄助君） これより常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、根本重郎君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

4番（根本重郎君） 確認という意味で申しわけないですけども、陳情第51号と52号の中のその後の意見の中に、参考人という名前が出たんですけども、参考人というと、広い意味で多くの人となるんですけども、これは提出者ではないかなと一瞬思ったんですけども、その点、お聞きします。

議長（菊地栄助君） 総務文教常任委員長、7番、今泉文克君。

〔総務文教常任委員長 今泉文克君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 今泉文克君） ただいまの参考人ということでございますが、4番議員のおっしゃるとおり、提出者のことでございます。

以上です。

議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

初めに、陳情第49号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第50号 リハビリテーション打ち切りの実態把握と改善のため、政府への意見書提出を求める陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第51号 鏡石中学校軟式テニスコート環境改善の見直しについて陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第52号 議員定数削減に関する陳情の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（菊地栄助君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（菊地栄助君） 日程第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで意見書案配付のため暫時休議いたします。

休議 午後 3時43分

開議 午後 3時44分

議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の追加

議長（菊地栄助君） ただいま意見書案3件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたします。

お諮りいたします。

本案3件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

意見書案第51号～意見書案第53号の上程、説明、質疑、討論、採
決

議長（菊地栄助君） 日程第5、意見書案第51号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）から日程第7、意見書案第53号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書（案）の3件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、大河原正雄君。

〔5番 大河原正雄君 登壇〕

5番（大河原正雄君） 報告をさせていただきます。

平成18年12月7日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

道路特定財源の確保に関する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第51号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）。

本町の道路網は、国道4号及び118号をはじめ県道などが基幹道路として位置づけされているが、未整備路線が多く交通渋滞が慢性的な状態であり、一刻も早い整備が望まれている……

〔「省略」の声あり〕

5番（大河原正雄君） 省略の声がありますので、省略をさせていただきます。

よって、国においては、道路整備が地方の発展に必要な不可欠であることを十分認識され、受益者負担に基づいた目的税である道路特定財源について、一般財源化することなく道路整備のための財源として確保するとともに、地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源が拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月7日、鏡石町議会。

衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、扇千景様、内閣総理大臣、安倍晋三様、総務大臣、菅義偉様、財務大臣、尾身幸次様、国土交通大臣、冬柴鉄三様、経済財政政策担当大臣、大

田弘子様。

以上であります。

次に、あと2つあります。

平成18年12月7日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第52号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書（案）。

先の通常国会において、「医療制度改革関連法」が成立した。これにより……

〔「省略」の声あり〕

5番（大河原正雄君） 省略の声がありますので、省略させていただきます。

よって、政府においては、地域住民がいつでも、どこでも安心して医療や介護を受けられるようにするために、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1 療養病床の廃止・削減計画を中止すること。

2 地域住民が安心して暮らせるように、介護保険を見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月7日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、尾身幸次様、厚生労働大臣、柳沢伯夫様。

次に、平成18年12月7日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第53号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書（案）。

今年4月の診療報酬……

〔「省略」の声あり〕

5番（大河原正雄君） 省略いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年12月7日、鏡石町議会。

衆議院議長、河野洋平様、参議院議長、扇千景様、内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、

尾身幸次様、厚生労働大臣、柳沢伯夫様。

以上であります。

議長（菊地栄助君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認め、直ちに採決を行います。

初めに、意見書案第51号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第52号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第53号 リハビリテーションの診療報酬制度に関して、調査と改善を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（菊地栄助君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

町長あいさつ

議長（菊地栄助君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第15回鏡石町定例議会において、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議いただき、いずれも原案どおり承認及び議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも議員皆様方には町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

厳しい寒さを迎え、ご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願いを申し上げます、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（菊地栄助君） これにて第15回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時03分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成18年12月 7日

議 長 菊 地 栄 助

署 名 議 員 円 谷 寅 三 郎

署 名 議 員 森 尾 吉 郎

署 名 議 員 仲 沼 義 春

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	2
報告第 61号 専決処分した事件の承認について.....	2
議案第224号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について.....	4
議案第225号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第5号).....	12
議案第226号 平成18年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号).....	17
議案第227号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第3号).....	18
議案第228号 平成18年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予 算(第1号).....	19
議案第229号 平成18年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号).....	21
議案第230号 平成18年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号).....	23
議案第231号 平成18年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号).....	25
請願・陳情文書付託表.....	27